

## 平成 19 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	森 鉄 也	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
農 林 課 長	阿 部 誠 一	都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 子 勇 一 郎
消 防 本 部 総 務 課 長	阿 曾 時 秀		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成19年6月8日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

10番加藤照美議員の一般質問を許します。10番加藤照美議員。

【10番(加藤照美君)登壇】

10番(加藤照美君) おはようございます。

さきに通告しておきました2点について質問いたします。

最初に、税の徴収率向上対策についてであります。

前年度の決算でもわかるように、保険税を含めて市税の滞納額はふえております。これは市の経済状況を反映し、市民の懐が苦しいことを物語っているとも言えると思います。そこで、税は期限内に納付するという環境づくりをすることが大事ではないかと考えます。ということは、つまり納付しやすい納期を設定してみたらどうかということでもあります。

現在、市民税は特別徴収分を除いて6月、8月、10月、1月に、そして固定資産税については5月、7月、12月、2月と、それぞれ地方税法で示されたところの納期になっております。農家にとっては、4月から6月までは現金収入を得ることは困難でありますし、逆に、毎月何がしかの収入のある家庭にとっては、1年分の税金を年4回納めるよりも、毎月納めるようにしたほうが納めやすいのではと考えます。このように、その人によって納めやすい条件というのは違ってきますので、納期は年4回と固定しないで、2回、4回、8回、10回というように納期を細分化し、自分は何回にするかということは納税者に選択させてみてはどうかということでもあります。

次に、納税意欲の向上対策としてであります。自分の納めた税金はどのように使われているのか、広報で知らせてみてはどうかということでもあります。現在の広報では、総務費、民生費、衛生

費、教育費、土木費といった、大ざっぱには市民にお知らせしておりますが、ぴんとこないのが実態だろうと思います。そこで、行政経費のコスト計算をしてお知らせしてみてもどうかということでもあります。例えば、保育料では、園児1人当たり幾らかかっているとか、小学校、中学校では、児童・生徒1人当たり幾らかかっているとか、この原資はすべて税金で賄われているのですよといったように、広報の方法について再検討してみてもどうでしょうか。

次に、滞納整理機構の設立の必要性についてであります。滞納額は年々ふえてきております。税務課の職員も鋭意努力していることも理解しております。しかしながら、滞納額が減少しないということは、それなりの方策をとらなければならない時期に来ているのではと考えます。滞納整理を強力に推進するため、ある市では、県内全市町村が参加する一部事務組合を活用しております。市税の滞納額を解消するための整理機構の設立について、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、にかほ市の市民の中には悪質な滞納者はいないとは思いますが、ある市では、税負担の公平性を確保する意味で、市税滞納制限措置条例を制定し、児童医療費の助成、高齢者祝い金、市営住宅入居など18種類の住民サービスを制限することにしております。当市においてもこうした条例を制定し、公正と財源の確保を図ることについて市長のお考えをお伺いします。

2点目、次に、市民の健康づくりについて質問いたします。

健康の維持と増進のためにはウォーキングが最適だと言われております。市民が健康になるということは、市民が幸せになるだけでなく、国民健康保険にも好影響をもたらす、市のほうも幸せになるということですので、市内にウォーキングコースを設定し、コースを記した冊子を全戸に配布してみてもどうでしょうかということでもあります。そして、毎月の第何日曜日を「健康ウォーキングの日」として定めてみるはどうでしょうか。

最後に、仁賀保勤労青少年ホームのトレーニング室を利用するためには、月1回の講習会を受講しなければ利用できないとなっております。仕事の都合で受講できない人も結構いるようですので、いつでも、だれでも利用できるように、運動指導員の配置を考えてみるはどうでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、加藤議員の御質問にお答えいたします。

納税についてでございますが、税の納期が重複しないように、4月から翌年の2月まで9回、つまり9ヵ月にわたって分散して納付をいただいているところでございます。納付の税目ごとに細分化しても、他の税の納付と重複すれば、納税額は毎月同程度と思われまして、こうしたことは事務的に大変煩雑になると思います。また、税のほかに、国保世帯では、7月、8月、10月、11月、12月、2月の6回、市税と国保税が重複することになります。そうしたことで、生活が苦しく、期限内に納付が困難な方に対しましては、事前に御相談をいただければ、納期期限の変更ではなく、分納の形で対処してまいりたいと思います。また、それぞれの個別の事情がある場合についても、柔軟な形で御相談に乗ってまいりたいと思いますので、こうしたことも広報などを活用して市民の

皆さんに周知をしてみたいと思います。

御質問のように、納期を選択させてはという御質問でございますが、納税者ごとにそれぞれの納期期限が異なることとなりますので、事務的にはちょっと不可能ではないかというふうに考えております。

次に、納税意欲の向上対策についてでございますが、行政サービスは、自主財源である市税や諸収入等と、依存財源である地方交付税を初めとする交付金、国県支出金、市債、これらを財源として市民のニーズを的確にとらえながら、限られた財源で最良の効果を得ることができるように、目的別に予算を配分して、行政と市民の協働体制を構築しながら進めているところでございます。

御指摘のように、わかりやすい方法で広報で周知したらどうかという御提案でございますが、もっともでございます。これから、広報等で具体的にわかりやすく、そうしたことを周知してみたいと思いますが、もう一つの方法としては、やはりバランスシートを作成していくことも一つの方法ではないかなと、そのように考えております。税収や地方債発行などで集めた資金を使ってどんな資産ができたのか、そうしたことが一目瞭然にわかるようなバランスシートも必要ではないかというふうに考えております。そうしたことで、今後19年度の決算内容に基づいたバランスシート・貸借対照表を作成して、市民にも公表してみたい、そういう計画で作業を進めてみたいと思っております。

それから、滞納整理機構の設立の必要性についてでございますが、徴収率の向上、事務の効率化、コスト削減などを図るためには、徴収業務を共同で行う全県的な規模での滞納整理機構の設立は必要だと思われま。今後、これらについては、昨年8月に設立した秋田県市町村税務協議会の徴収部会等においてもこれから協議されていくと思っておりますけれども、これを具体化するには相当の時間がかかるのではないかと思います。したがって、前の議員の御質問にもお答えしておりますが、県の個人住民税等市町村の滞納整理に係る県職員短期派遣事業を活用しながら、そして、これもきのうお答えをしておりますが、対策本部的な組織を立ち上げながら、今後の滞納整理のあり方を検討して、そして滞納額の縮小に努めてみたい、そのように考えているところでございます。

滞納者のサービスの制限についてでございますが、現在、悪質な税の滞納者に対しては、住民の税負担の公平性の確保と納税意識の高揚を目的として、例えば、公営住宅の新規申し込みや、あるいは単独での補助金の交付、こうしたことの制限を行っておりますが、全国的に見ますと、先ほど御指摘のように、条例化している自治体もあるようでございます。また、滞納といっても、税だけでなく、各使用料やいろいろな料金もござい。これを全体で徴収することも対象になってまいりますので、先ほど申し上げました形の中で対策本部等を設置して、どういう形でその悪質な滞納者に対する対策を講じるか検討して、順次その検討内容を実施してみたい、そのように考えているところでございます。

他の質問については教育長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうから加藤照美議員の御質問にお答えいたします。

最初に、健康ウォーキングの実施についての御質問でございますけれども、近年は、年齢や体力にかかわらず、多くの市民の方々がウォーキングを日常生活の中に取り入れて、早朝から夜間まで、さまざまな場所で愛好者を見かけるようになっておりまして、相当数の愛好者がいるものと思われまます。

ウォーキングコースのことでございますけれども、本市のウォーキングコースについては、平成14年に秋田県教育委員会が発行した「秋田市町村ウォーキングマップ」で、旧3町のウォーキングコースが紹介されております。これがかほ市の代表的なウォーキングコースということになると思われまます。現在は、県で発行しております「由利地域健康観光ウォーキングマップ」というものがございまして、これにかほ市の3つのウォーキングコースも入っておりますけれども、このパンフレットは各庁舎のサービスセンター、また、各公民館などに置いてありまして、市民の皆さんが自由にお持ちいただけるようになっております。

現状でもこのようなパンフレットがありますし、イベント等で紹介もしておりますので、それをもとに各自の興味に応じて楽しんでいただくことができると思っております。今のところ、このような状況ですので、御質問にありますウォーキングコースを冊子にして全戸配布するということは考えておりませんけれども、市民の皆さんに周知を図るという意味で、機会を見て広報に掲載するとか、市のホームページに載せる方法などは考えられるというふうに思います。

次に、「健康ウォーキングの日」の制定についてでございますけれども、秋田県体育指導員連絡協議会では、ウォーキングによる健康づくりを進めておりまして、毎年6月を健康あきた21 全県一斉ウォーキング月間としておりまして、県内の各地でイベントが開催されております。にかほ市でも、これにあわせて今月の17日に、体育指導委員会の主催で、金浦地区の竹嶋潟をめぐるコースを設定して開催をいたします。また、健康福祉部では、月2回程度リフレッシュ教室を開催していますが、この中でもウォーキングを取り入れておりますし、各種団体でもウォーキングイベントが企画・開催されております。

御提案の「健康ウォーキングの日」の制定は、きっかけづくりとか、継続的に取り組んでいただくという啓発には有効に働くというふうに思われまますけれども、設定するだけということでは、なかなか市民の皆さんに浸透を図ることができないのではないかと。当然、取り組みが促進される内容がなくてはならないのではないかとというふうな考えで、ただ、現在の状況を見ても、このウォーキングイベントに限らず、さまざまなイベントが開催されている中で、これを毎月行うことは大変難しい状況なのではないかという認識を持っております。ただ、より多くの市民の皆さんにウォーキングに興味をもってもらうということで、広報等で情報提供をしていくという方法は、今後もとっていききたいというふうに思っております。

次に、勤労青少年ホームのトレーニング室の関係の御質問でございますけれども、昨年度のこのトレーニング室の利用実績は、登録者数が678人、うち昨年度の新規申し込み者が449人、この人たちが利用した延べ人数は1万468人となっております。これは前年の2倍近い利用状況となっておりますけれども、器具を最新のものに更新をしたということと、3町合併による効果もあらわれているというふうに聞いていますし、市民の皆さんの健康志向の高まりということが利用率の向上

につながっているのかなというふうに思っております。

御質問のトレーニング室の利用者登録講習会でありますけれども、毎月第1木曜日の勤務後の時間帯に講習会を開催しておりますけれども、確かに仕事の都合で受講できないという旨の問い合わせはございます。その場合は、その都度職員で調整を行い対応しておりますので、今のところ受講に支障を来すことなく利用いただいているというふうに思っております。ただ、休日における受講については現在対応しておりませんので、受講者の問い合わせの状況などによっては検討したいというふうに思っております。したがって、今後も、現状の体制で受講する希望者の方々の要望に臨機応変に対応できるというふうに考えていますので、運動指導員の配置というものは今のところ考えておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、再質問ということで、最初に、税の徴収率に関して再質問させてもらいます。

ことは市民の負担が大きくふえる年ではないかと思っております。というのは、1月には所得税の定率減税が廃止され、4月には国民年金の保険料がアップされました。6月には住民税の定率減税も廃止され、9月には厚生年金の保険料も引き上げられるといったことですので、滞納額はますますふえていくのではないかなと懸念されます。

市政報告でも市長がおっしゃってございましたけれども、この解決策として県職員の短期派遣事業など活用して、徴収率の向上につなげたいと言っておりますけれども、そこで質問なんですが、現状について少しお聞きいたします。

滞納額が年々ふえているということですので、その要因として考えられることをお聞きいたします。

それから、18年度分の滞納者はおおよそ何名で、一番多い方の金額、滞納額はどのくらいなのか、わかりましたらお知らせください。

不納欠損、滞納額が総額で3億7,700万円という市政報告の中でおっしゃっておりますので、その中の不納欠損は約何%くらいを見ているのかということでございます。

それから、納付計画を作成するなど、担当職員との滞納者との話し合いが持たれているのかどうか。もし、持たれているとすれば、年何回くらい持たれているのかお聞きいたします。

それから、合併前の話ですけれども、税務課のある職員が、収納実務などの税に関する勉強をして、やっと覚えたところが、4月になったらほかの課に異動になったというようで、こういうようなことでは滞納額は減少しないなという、ある職員の言葉を思い出したんですけれども、そういったことで専門の職員を配置する、そういった考えはないのかどうかでございます。

それから、市民の中には、最近の広報は見るところがないと言う方も結構おります。反対に、じゃどんなことを載せたらいいのかと聞いてみたんですけれども、やっぱり我々が納めた税金、これがどのように使われているのか、もっと詳しくわかりやすく載せてもらいたいという要望でございました。そういったことで、広報にもっとわかりやすく載せてみてはどうかということでございます。

それから、収納強化月間などを設定して、夜間の納入窓口を開設したり、休日の納入窓口開設などして、それなりの収納率を上げている市もあるわけなんですけれども、そのようなお考えはないのか、まず最初にこの点、再質問いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、順不同になりますけれども、今わかるものからお答えしたいと思います。

広報等を活用しての御質問でありますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、また、前日の財政状況の公表等にもありましたとおり、今後わかりやすい広報を目指すとともに、こういう財政、あるいは税の使われ方について、定期的に、あるいは工夫をして広報の活用を図ってまいりたいと考えております。

それから、収納月間及び夜間の窓口対応等については、今年度、横断的な徴収体制の確立を目指す体制をとることとしておりますので、その中でどういうふうな対応がとれるのか、検討をしてみたいと思いますので、時間をかしてもらいたいと思います。

それから、滞納者との納税相談についてでありますけれども、これについてはそれぞれ先日お話ししたとおり、税務課の職員、あるいはサービスセンターの職員が、各地域ごとに割り振りをしまして担当しておりますので、その中で、そういう滞納者、あるいは生活に苦慮している方、そういう方についてはその都度納税相談を行いながら、きめ細かいサービスに努めておりますので、その辺も御理解願いたいと思います。

ただ、回数が幾らかということについては、それぞれの納期、あるいは資格証明の発行だとか、短期保険証だとか、そういう折に触れて対応するというふうに考えているところでございます。

それから、不納欠損の滞納額に対する割合ということでありましたけれども、約5%から6%の範囲で行われているということで、18年度については、今ざっと計算したところなんですけれども、5.59%というふうに、今、手持ちの資料ではそうなっております。

それから、滞納に至る要因ということの御質問でありますけれども、それについてはさまざまな要因が考えられるわけですが、今、経済情勢は若干明るい方向に向いております。昨年度、一昨年までは、かなり雇用の問題の関係で厳しい状況下にありました。そういうことも一つの要因かと考えられますし、国全体、あるいは地方も含めてですけれども、すべての面で福祉等のサービスの向上に努めている関係もございまして、そういう財源確保の面での負担増がどの程度影響しているかということ把握はしておりませんが、そういうものもあるかと思っております。さまざまな社会情勢の要因の中で、こういう滞納がふえてきているのかというふうに、私、考えているところでございます。その要因についても、先ほど申し上げましたとおり、今後整備される滞納に向けての組織の中で、体制の中で、その要因も分析しながら収納率向上に努めたいと考えております。

なお、滞納額の最高額という御質問については、今ここに資料持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 職員の人事異動の関係ですが、場合によってはそうしたこともあったかも

しれません。ただ、同じ職場に長年置くという形にはなかなかいかないというのが現状かと思えます。職員にはいろいろな仕事を覚えていただきたいと思えますし、意欲ある人は別のほうで伸びる可能性も出てきますから、いろいろな仕事を体験させながら、職員については適材適所という形の中で配置してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、次に、滞納整理機構の設立についての再質問させていただきます。

職員の中ですけれども、やっぱり徴収する場合、顔見知りの市民も中にはいるようでして、なかなか強引に徴収しにくいとか、そういった面もあるようでございます。そういったこともありますので、この整理機構の設立というのはやはり積極的に市長が先頭に立って進めていったらいいのではないかというふうに思っていますけれども、そういった時期的なこととか考えがありましたら、お知らせ願いたいと思えます。

それから、滞納者へのサービスの制限についてでありますけれども、ある市では、税の滞納者に対する行政サービス制限実施要綱を制定して、税負担の公平性を確保する意味でも、滞納者に対して、補助金交付、それから行政サービスの利用を制限しております。先ほどの答弁でもありましたけれども、そういったことを積極的に導入する考えがあるのかどうかということと、滞納処分については国税徴収法に基づいて実行されているとは思いますが、今まで、18年度だけでいいですので、何件ぐらいの滞納処分をされたのか、わかりましたらお願いしたいと思います。その点、よろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、滞納整理機構のことですけれども、これは現在秋田県においては設立されておられませんし、一部事務的な組合として地域的にも、例えば旧郡単位だとか、あるいは市単位でもそういうものは設立されておられません。今後、県のほう、あるいは他市町村とこれから協議を重ねながら、この機構の必要性、秋田県においての必要性も考えながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今具体的にいつをめぐりという考え方は持ってございません。これからの課題だと思っております。

それから、滞納処分の御質問ですけれども、きのうもお話ししましたけれども、いずれ差し押さえ等の処分は数件行っております。ですけれども、なかなかそれを、例えば、競売にかけましてそれを換価するということになった段階では、それが抵当の問題やら、あるいは仮に競売に付したとしても、それが換価できるかということになりますと、さまざまな問題、今申し上げましたとおり抵当権等の問題等がありまして、難しい状況にあります。過去においては、電話債券等の処分は行ってきたわけで、ある一定の効果は上げましたけれども、今は、携帯電話の普及等によりまして電話債券等についてはほとんど効果が上がらないということでございます。今後の課題としては、預貯金等の調査の上、そういうものの滞納処分を今考えて調査に入っているところでございます。

それから、サービスの制限ということでございます。これについては法のもとでの平等というのが、大前提がありますので、その辺の制限をどこまで自治体として許されるのか、なかなか難し



い問題があります。ただ、考えられるのは、市単独で設けた制度においては、市の裁量でできる範囲があるかと思しますので、その辺についても、まあ同じようなことを言って申しわけありませんけれども、今後設立されるそういう組織の中で具体的な項目を挙げながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 次に、市民の健康づくりについてですけれども、市民の健康づくりですので、ちょっとかみ合わなかったんですけれども、今までは栄養等についての取り組みはなされてきたわけです。これからは、栄養プラス運動についても行政として取り組む必要があるのではないかと私は思っております。市民が1人でも多く健康になれるよう、基本健診の際に健康ウォーキングのチラシを配布したり、あるいは保健師が中心となって、健康に関する冊子等をつくって市民に配布したりと、そういったことが考えられるんじゃないかなというこの質問だったんです。

それが、何かただ、教育長の答弁では、コースだけで、市民の健康に関しては余り詳しく答弁なかったものですから、そこら辺のところももう一度 - 市民のウォーキングコースも設定されているとは言っていますけれども、浸透してないような気がしておりますので、そこら辺の取り組み、もう一度お願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） この質問書から私は私なりに判断をして答弁をさせていただきましたけれども、確かにウォーキングコースそのものは周知をされてないといえばそうかもしれません。先ほど申し上げましたように、その周知を図るためには、冊子でなくて広報とかホームページとか、そういうところに掲載をしていければいいのかなというふうに思っています。また、冊子になりますと、なかなか持って歩くということもできませんでしょうし、パンフレットの折り畳みのできるマップ形式のほうが、地図を見ながら歩けるということもあって、そちらのほうがいいのかなというふうに思います。健康診断時にそういうパンフレットも配布して、意識の啓発を図るということはいいことだなというふうには思います。担当部署、いろいろ関連した部署と、これからそういうことについても検討はしていければいいのかなというふうには思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、健康増進ということに関連して、私のほうから若干答弁させていただきます。

御承知のとおり、昨年度から国保のヘルスアップ事業が展開されておりますけれども、今年度においても、その事業の中で、スポーツ振興課とタイアップしながら、ウォーキング大会も計画の中に入っております。来年度、20年度以降については、医療制度改革に関連しまして、今度は特定健診というものが始まります。40歳以上の皆さんの健康診断の中で、いわゆるメタボリック症候群と言われる人方に対して、さらに追跡するような形で保健師さんの健康指導が入ってきます、20年度以降。それが義務づけられております。その中で当然メタボリックの進行を抑えるために、さまざまな運動指導 - 栄養指導はもちろんでしょうけれども、そういう運動指導なども入ってくるというふうになっていきます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど、後でお答えしますということでありました滞納額の件ですけれども、平成 18 年度 5 月末現在においての資料でございますけれども、500 万以上 1,000 万円未満の方が 3 人おります。1,000 万円以上の方はございません。ということで、500 万から 1,000 万円の方が 3 人、この方々が最高額を占めているということで御報告にかえさせていただきます。

【10 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 10 番加藤照美議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩します。

午前 10 時 41 分 休 憩

午前 10 時 50 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、18 番齋藤修市議員の一般質問を許します。18 番齋藤修市議員。

【18 番（齋藤修市君）登壇】

18 番（齋藤修市君） 改めておはようございます。そろそろ眠くなる時間帯かなということもありまして、少し気合いを入れてしゃべります。ひとつよろしくお願いします。

通告してありますように、2 つの項目について質問させていただきます。

1 つ目は、品目横断的経営安定対策、非常にタイトルが長くて、非常に難しい。一般市民の方はこれを聞いてどういうふうに理解できるか非常に問題であります。要は、我が国の農業は、農業者数が急速に減って、そしてまた、農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいると、これが現状でございます。さらには、WTO - 世界貿易機関の農業に対する - 日本に対する、関税の問題ですが - 非常に厳しいものがあり、日本としては非常に苦しい立場にあると。国際ルールの強化などが今行われているわけでございます。

このような状況の中で、今後日本の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手、この意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立することが非常に重要なことだと。そこで、これまでのような、すべての農業者を一律的に対象として、おのおのの品目に講じてきた施策を見直しまして、19 年度からは、意欲と能力のある担い手に限定してと、こういうふうでございます。その経営の安定を図る施策、いわゆる品目横断的経営安定対策に転換するという、これは農業改革を農林水産省が推進することにしたわけでありまして。

そこで、この支援の対象となる認定農業者及び一定の条件を備える集落営農の組織について伺いますが、その前に、農家というのは一体何なんだと。私もちょっと調べてみました。農家というのは、耕地面積が 10 アール以上の個人世帯 - 10 アールというのは 1 反歩ですね - または 10 アール未満であっても年間の農産物の販売金額が 15 万円以上、これを農家という。で、このうち

に、30 アール以上、または年間の農産物の販売金額が 50 万円以上の農家を販売農家、それ以外を自給的農家と、こういうふうに定義づけているようでございます。で、今、いろいろな施策を講じようという農水省の施策の中では、この販売農家を対象にしていろいろな施策をやろうということだろうと、そういうふうに認識をしているわけでございます。

それで、農家といっても、この中でまた区分がございまして、専業農家、それから第一種兼業農家、第二種兼業農家、このようにあるわけでございます。にかほ市の農家の総数というんですか、それに対する専業農家もしくは第一種兼業農家、これが非常に少ない割合になっております。これは専門家の方はもう十分わかっていることだろうと思いますが、要は、農業以外に収入がないと言われる専業農家、それから第一種兼業農家というのは、農業所得が全収入の 50%以上ある農家、これを第一種兼業農家とこう言っているようでございますが、そこで質問をさせていただきます。

きのう同僚議員の質問にもありましたように、一部回答が重複することがあると思います。勉強のために、ひとつ我慢しておつき合いをお願いしたい。

1 つ目は、平成 15 年 5 月現在で、認定農業者及び集落営農組織への参加はどのようになっているでしょうか。きのう池田議員の質問に対して、集落営農組織は 25 ございますという回答がございました。それはそれでよろしいかと思えます。

2 つ目は、この施策には、補てんというんですか、支援がございまして、その内容は、生産条件不利益に対する補正、まあどちらかという、これは外国生産作物に対する補正ということだろうと思えます。それから 2 つ目は、収入減少影響緩和対策というふうにならされていまして、通常平均的な年収に対して大幅に、もしくはその平均に対しての減収というんですか、それに対応する補てん、こういう施策が 2 つあるようでございますが、本市の場合、にかほ市の場合に、米以外にいろいろな補てんを受けられている実例がありましたら、教えていただきたい。

それから、3 つ目は、基本原則は、認定農業者は 4 ヘクタール、集落営農組織は 20 ヘクタール以上と、こういうふうに基本は決められておるわけでございますが、にかほ市の場合、全体的に基本原則を満たしているのか、もしくはいろいろな特例がございまして、山間地であるとか、耕地面積が少ないとか、いろいろな条件、特例を受けられる条件があるようですが、にかほ市としてはどういう状況になっているのかと、それをひとつ伺いたい。

それから、4 つ目は、大きな農家、もしくは第一種兼業農家、まあ第二種も含めまして、国の今の施策の基準に合っているところ、これはいろいろな施策なり支援なり補てんなりが受けられるわけですが、この国の基準に満たない、小さな農家といったら語弊ありますけれども、そういう農家に対しては何も手を加えないのか。もしくは、いろいろな施策を講じて、こういう小さな農家に対しても、いろいろな ー 市としてですよ、市として補てん、支援の施策があるのかどうか、これを伺いたいと思えます。

農業問題に関しては、今、非常に高齢化が進んでおりまして、きのうの質問の中で、限界集落というふうなお話が出てきておりましたけれども、今、農業従事者、本当に農業を専門にやっている方というのは、私がちょっと調べた統計の中では、65 歳未満の農業従事者というのは四百数十名で、にかほ市の農業従事者の半分に満たない。あとはみんな 65 歳以上の高齢者であると、こういう統計

が出ておりました。まして 40 歳以下ですと十数人。これは 16 年の農水統計ですから多少変わっているとは思いますが、担い手として期待できる若い人が非常に少ない。こういうことも含めまして、市としては、実際、今の農業に対する考え方、こういうものをどのように思っているか、ひとつお答えをいただきたい。

それから、大きな 2 つ目でございます。バイオマス利活用についてということでございますが、これは最近非常に話題になっている 1 つの大きなエネルギー源でございます。それと同時に、いろいろ地球温暖化等々の問題も含めまして、今やこのバイオマスの利活用ということを実際にやらないと、非常に大変なことになると。

バイオマスというのは、皆さん御存じのとおり、家畜の排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源ということに定義づけられていますが、これをバイオマスと言っていますが、地球温暖化防止を初めとするいろいろな領域において、農林水産省を初め関係府省が協力してバイオマス利活用の推進に具体的に取り組んでいるという現状でございます。その行動計画に「バイオマス・ニッポン総合戦略」というのがございまして、平成 14 年 12 月の閣議で決定されております。その後 18 年の 3 月に見直しが行われまして、国産バイオマス燃料の本格的な導入、それから林地残材などの未利用のバイオマスの活用等によるバイオマスタウン構築とこう言っているようでございますが、このバイオマスタウンというものの促進を農水省は力を入れてやっている、ということでございます。

そこでお伺いしますが、バイオマスの利活用は、今や世界的な重要課題となっておりますが、取り組みに対する市長の考え方をお聞かせいただきたい。

2 つ目は、秋田県及びにかほ市にバイオマス利活用に対する具体的な計画及び施策を何か考えられておるでしょうか。

それから、3 つ目は、国はバイオマスタウンの構築を、平成 18 年の 2 月現在、35、これは実際は平成 19 年 5 月現在では 99 地区になっておりましたが、平成 22 年には 300 地区にしたい、こういう目標を掲げております。本市として、にかほ市としてバイオマスタウン構築の申請をいたしますか。もし申請をするとしたら、どのような時間帯でやるようにしたらいいのか。

それから、4 番目として、申請をするということとして、このバイオマスタウン構築というのは非常に 1 つの分野でできるテーマではない。市全体、県全体、国全体が一緒になってやらないと進まない、こういう大きなテーマであると思いますが、もし、にかほ市がこれをやるとしたら、どのような手段、行政主導型でやるのか、民間が主体になってやるか、民間と行政が協働になってやるか、この辺のところを具体化していく必要があるだろうなというふうに思いますので、このバイオマスの利活用については、今後、このエネルギー問題を含め、非常に大きな課題として出てくると思いますので、その辺のところをひとつよろしく御返答、御回答をお願いいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは御質問にお答えいたします。

まず初めに、認定農業者と集落営農の参加状況でございます。現在、にかほ市には 281 名の認定

農業者がおりますが、そのうち品目横断的経営安定対策の加入要件である農地面積が4ヘクタール以上ある農家は208名でございます。281人のうち208名でございます。この208名のうち集落営農組織の一員として本対策に加入予定の農業者は54名で、残りの154名が個人加入の対象者となります。現在、加入手続を行っておりますが、個人加入対象者のうち約7割の109名の農業者が加入手続に訪れている状況でございます。残る45名については、現在、市、農業委員会、農協で加入誘導を個別訪問、または電話などで行っている状況でございます。

また、集落営農組織については25の集落営農組織が発足し、地域ごとの内訳は、仁賀保地域14組織、金浦地域4組織、象潟地域7組織となっており、その構成員の人数は、全組織の合計で、認定農業者54名も含めて457名ほどになる見込みでございます。いずれの組織も現在、品目横断的経営安定対策への加入手続の準備を進めているところでございます。

次に、この対策のうち生産条件不利補正対策は、御指摘のように、諸外国との生産条件格差から生じる不利益を補正するための対策で、過去の生産実績に基づく助成と、毎年の生産量、品質に基づく助成の二種類に分けられます。いずれも対象品目は、大豆、麦、テンサイ — 私もテンサイというのはどういうものだからちょっとわかりませんけれども — テンサイ、それから、でん粉用パレイシヨの4品目とされております。にかほ市では、大豆の組織的な取り組みが盛んなことから、集落営農組織25組織のうち19組織が水稻と大豆の複合経営に取り組む予定で、生産条件不利補正対策の対象となります。個人加入を予定している認定農業者も仁賀保地区を中心にいたしまして約20人の対象者が見込まれます。

もう一方の収入減少影響緩和対策は、作物の販売価格の下落による収入減が大きい場合の緩和措置でございますが、対象品目は、米、大豆、麦、テンサイ、でん粉用パレイシヨの5品目とされております。したがって、多くの組織や個人が、米に加え大豆も対象となります。

次に、特例基準であります。農地が少ない場合の特例、生産調整組織の場合の特例、所得確保の場合の特例の3つがございます。にかほ市では、農地が少ない場合の特例については、農林業センサス上の集落数は70でございます。70集落のうち23集落について、特に農地が少ないなどの物理的制約から規模が緩和される特例の該当集落となります。しかし、現在のところ、該当集落で特例の対象となる認定農業者はおりませんし、集落営農の組織の立ち上げも今のところございません。

生産調整組織の場合の特例、所得確保の場合の特例の2つの特例は、要件を満たせば、いずれの地域にかかわらず該当になるものでございますけれども、いずれもハードルが高く、現在特例を受けて品目横断的経営安定対策への加入を予定している組織、個人はございません。

次に、小規模農家や兼業農家についてでございます。地域の話し合いをさらに進めていただいて、そして地域農業を協働で営農することが担い手不足等の課題に対応する有効な手段と考えておりますので、集落営農の立ち上げに向けた取り組み、これを何とか頑張りたいと思います。

にかほ市水田農業推進協議会では、品目横断的経営安定対策に加入しない農家に対して、21年度まで、当面の措置として稲作構造改革交付金を活用し、米価の下落の際に抛出金なしで、10アール当たり上限が3,000円でございますが、5割の補てんを行うこととしております。行政としても、それまでに可能な限り集落営農の組織の立ち上げなどを支援しながら、担い手として頑張っていた

だきたいと思ひますし、そうしたことを誘導してまいりたいと思ひているところでござひます。

次に、バイオマスの利活用についてござひます。

バイオマスの利活用の取り組みに対する考え方ござひますが、京都議定書の発効により、地球温暖化対策が急務となっているところでござひます。御承知のように、バイオマスは再生可能な生物由来の有機資源であり、循環型社会の形成のためにも、また、温室効果ガスの排出を抑制する観点からも、このことについては大変重要なことであると認識をしているところでござひます。

秋田県及びにかほ市に具体的な計画や施策はあるのかという御質問ござひますが、秋田県には循環型社会形成推進基本計画がござひます。その中には、バイオマスの利活用の推進として、利活用のシステムの構築と施設整備の推進、調査研究及び技術開発、連携の推進及び啓発普及の3点が計画でうたわれておりますが、県では今年度から菜の花プロジェクトを発足しております。にかほ市では、バイオマス利用の一環として、廃食用油を回収し、BDF - バイオディーゼル燃料に精製して、市の公用車に利用する計画ござひます。昨年度から市の所有するダンプカー1台に試験的にBDFを混入して経過を観察してきたところでござひますが、冬期間も特別な問題がなかったことから、実施に移すということで今準備を進めているところでござひます。7月の広報で市民に回収協力を呼びかけ、8月の下旬から収集を開始する予定ござひます。啓発普及の意味から、当面は公用車で利用しながら、循環型社会形成の輪を広げていきたいと思ひております。

また、当初予算にも計上しておりますが、由利本荘市と共同して、循環型社会形成推進地域計画を策定します。由利本荘市と合同で計画を策定します。この計画の策定を進める段階で、国や県を参考にしながら、市の独自の計画もこの中に盛り込んでまいりたいと思ひております。

また、国にバイオマスタウン構築の申請をするのかという御質問ござひますが、実施主体は複数の市町村でも可能で、なおかつNPO法人や農協、生協、大学などが加わることも可能となっております。由利本荘市との循環型社会形成推進地域計画策定の結果を待ちながら、由利本荘市と一緒にやるか、あるいはそれぞれの市民などと連携してやるかも含めて、これから検討をさせていただきたいと思ひます。

いずれにしましても、このような運動は行政だけではなく、各種団体やグループなど市民と協働して進めていかなければ問題であると、そのように認識をしているところでござひます。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 二、三追加の質問をさせていただきます。

農業問題に関しては、先ほども申し上げましたように、非常に難しいと言へば、まあ難しい課題であろうかと思ひます。要は、農業で御飯食べていけるのかと、これが一番大きな課題だろうと思ひます。現在、にかほ市の農家数は1,522戸、これも農水統計でござひますので、多少ずれていると思ひます。そのうちの専業農家と言われている農家が96戸、それから第一種兼業農家が202戸とこういうふうでござひます。これ両方を合わせましても全販売農家のわずか20%にすぎません。あとの80%は、いろいろなことをやりながら、農業をやり、漁業をやり、ほか商業、その他いろいろなことをやりながら生計を立てているというのが実態だろうと思ひます。

そこで、本当に農業だけで経営を安定させて今後やれるといった場合に、どれくらいの耕地面積

が必要で、年間の総所得というんですか、販売金額、収入がどれくらいなければ農家として経営が成り立っていかないかと。これは農機具等々の購入とか、いろいろな意味で減価償却の面も入ってくると思いますが、標準的にこのぐらいの耕地面積でこのぐらいの収入がなければ今後やっぱり農家を経営していくのは非常に難しいという、その分岐点というんですか、その辺はどのぐらいのものか、ひとつお知らせいただきたい。

それから、もう一つは、先ほどちょっとお話ししましたが、担い手の育成、これは基本計画の中にも一応文章の文言では書いてあります。担い手の育成をやっていかなければいけない、これは当然なことですが、先ほどの私が調べました統計の数字でいけば、担い手にしたい、なっていただきたい、そういう年齢の人が非常に少ない。あってほしいという願望は、これはだれしも持っているわけですが、実際にそこに資源がない、人がいないと。人的資源がいなければ、これは絵にかいたもちになってしまいます。どうしてもその担い手を育成していくためには、何らかのやっぱり施策がなければいけないと思うのですが、その辺はどのようにお考えになっているかということをお聞きしたい。まずは農業に関してはそれだけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 順不同になりますけれども、数字的なものは担当部長からお答えをさせますが、私は、ここの特性というのはやっぱり第二種兼業農家が多いということです。これは会社勤めをしながら農家をやっているというのが多いわけございまして、集落営農の中でこれが組織としてまとめれば、これはこれとして私は担い手になってくれると思います。

ただ、耕作面積がどのくらいあれば専業農家としてやっていけるのかという御質問もございしますが、これは農業の形態にもよりけりだと思います。水稻一本でいくのか、水稻と大豆でいくのか、あるいは花卉とか野菜とかそういうものでいくのか、いろいろ農業の選択はあると思いますけれども、いずれにしても、ここの担い手というのは、やはり今の段階では、兼業農家をどういう形で組織としてまとめて、そして生産コストを下げながら農業粗収益を上げていくかということだと、私は思います。

それから、専業農家、これも大変頭の痛い問題です。意欲があれば、私は前からお話ししているんですけども、若い人がどこかに研修に行きたいとき、いろいろ国も県もそういう支援制度がございまして。私は、そういうことに市として上積みしても、研修やりたい、農業やりたいという人は、私は育成をしていきたいと思います。ただ、具体的にそういう方々が現実的には出てこないのが現状です。やはり会社に勤めて、そして会社に勤めながら、若い人でも二種兼業でやっていくというふうな状況を、これを変えていくということはなかなか難しいと思います。現状の農業の形態の中で、よりよい方策を見つけていかなければなりませんけれども、私は、その手段として今回の集落営農、これが一つの担い手の確保ということになるのではないかなということで、一生懸命進めさせていただきました。

数字等については、担当の部長からお答えをさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 水田でどの程度あれば生活ができるかということでありまして、

水田の面積にしては大体 10 ヘクタール以上なければ — 担い手というのは 450 万円を目標として担い手となっておられる方であります。それが市内には 281 名いらっしゃるというふうなことで、450 万円以上の所得を目指している方が 281 名おります。それで、水田では今お話ししたとおり 10 ヘクタール以上必要なわけなんですけれども、簡単には 10 ヘクタール以上の水田を集めることは大変だというようなことで、いろいろな花卉とか、畜産とか、いろいろな複合経営をやりながら、その 450 万円の所得を求めるといのが、担い手の皆さんの農業で残っていくための方法であろうかと思っております。

議長（竹内睦夫君） 18 番 斎藤修市議員。

18 番（斎藤修市君） もう一つ、ちょっと聞き忘れましたが、先日、5 月 15 日、NHK の「クローズアップ現代」というところで農業の問題取り上げておりました。非常に興味がありましたので聞いておりました。

隣町の遊佐町の農業に取り組む方向転換というふうなことで、これは見られた方おると思うんですが、この中で、今までの農産物の生産というのは、例えば量をいっぱいとり、それからおいしい米をいっぱいつくると、それからどこかでできていないものをいっぱいつくるとようなことに専念してきた、そういうところに方向が向いていたと。ところが、この遊佐町の方向転換というのは、1 つは家畜米をつくるということ。家畜米の生産を — 今まで、本市、まあ一般的には、人間が食べて、そして雑米は家畜とか肥料とかそういうふうなことだったんだと思うんですが、家畜米を主体的に生産していくと。それから、もう一つは、非常に安い米をいっぱいつくると。安価米の生産。この意味ちょっと違うかもしれませんが、要は費用をかけない研究をやっていくと、費用をかけないで米をつくっていく。恐らく今ここで盛んにやられています直まきとか、そういう方向だろうと思います。それからもう一つは、家畜の排せつ物を利用する。先ほど私が質問しましたバイオマスの利用ということに非常に重点を置いてやっていくと。それで、いろいろな研究をやりながら、工夫をしながら、何とかして農業で生き残っていくためにいろいろなことをやっていくという努力というんですか、考えというんですか、構築というんですか、そういうことをやられておると。にかほ市では、そういう方向転換の施策というふうなことは考えておられるでしょうかどうか、もう一つお聞きしたいと思います。

それから、続いて、ちょっとバイオマスの件について 1 つ追加でお聞きしたいと思います。

先ほど市長が御答弁されました、にかほ市でも B D F の取り組み、採用等々で、本格的に実用化をしていこうという計画があるようでございます。由利本荘市との共同の計画も、これは理解できました。

秋田県の中で、今、バイオマスタウンに登録をして、実際にいろいろなことを活動しているのが、小坂町と、それから横手市の 2 市町がございました。小坂町は、鉱山の技術を生かしたエコタウンのまちづくりというふうなことのようにございます。それと生ごみの堆肥化や遊休農地等の活用、こういうことを挙げて、菜の花の栽培とか、それから廃食油の B D F 化というふうなことをテーマにして取り組んでいるようでございます。土に返るものは土に返し、土に返らないものは再資源化するというのが目標のようでございます。



また、横手市は、家畜の排せつ物、生ごみをメタン酵母によるエネルギーとし、これはBDFの話だと思いますが、これと、それから堆肥製造、こういうもので農産物の産地形成を目指す、こういうふうなテーマでやっておられます。

今後、いろいろな企業なり、これは前回の議会でも養豚場の問題とかいろいろございました。ただ拒否するのではなくて、こういうことの利用を義務づける、いろいろな施策を講じながら、バイオマスに対する施策を講じながら、やっぱり企業誘致等々のことも考えていくというふうにやったらいいと思うんですが、そういう方向に対して市長の考え方はいかがでしょうか、お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、斎藤議員から遊佐町の例について御紹介ありましたけれども、私の知る限りでは、あれはたしか特区を受けたんですね、国から。特区を受けて家畜用の米をつくるということで、これは一つの畜産、畜産業者といったらいいか、名前言うと平田牧場ですけども、あそこに全部米を供給するという形で特区をとって、今その形をつくっております。

安価米の米については、私のほうでも今少し出ておりますけれども、直まき、やっぱり山形県のほうは直まきが多いです。私も余りその点は技術的にもよくわからないんですけども、やはり生産コストを縮減するような方法は、これからやっぱり考えていかなければならないと思いますし、行政としても、それも農協などと連携しながら推進していきたいと思っております。

そういうことで、行政でどういう支援ができるのかはこれからの課題だと思います。これからの課題だと思いますけれども、そうしたコストが縮減できるような稲作のあり方、これについては、今後またさらに検討をしていきたいと思っております。

それから、バイオマス、先ほど申し上げましたように、どういう形でできるかいろいろ検討していきたいと思っておりますけれども、今、家庭用でコンポスト、これなんかも補助金を出して設置してもらっているんですね。なかなか堆肥に返すところがないということで、回収してくれないかというふうな要望もあるわけです。そういうこともございますけれども、土にそういうものを、有機物を返すということは、やはり私は必要だと思っております。

ただ、きのうも申し上げましたけれども、水源、水道水源保護条例の関係とはまた別にして、有機農業の形をどうつくっていくかということは、これからの課題、いろいろ問題あります。技術的なもの、収量的なものいろいろありますから、そういうことも踏まえながら、今後このバイオマスの構想については検討させていただきたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 最近、このバイオマスに関して、いろいろな異常な現象が起こっているということは御存じだと思います。1つはトウモロコシが入ってこない。食べ物に回すのではなくて、こういうエタノールですか、そういうものに変換すると。それから、リンゴとかそういう果実にも今相当影響が出ているようでございます。人間が食べる、動物が食べるよりも、そういう燃料化したほうがお金になるということなんではなかろうか、これはよくわかりませんが、天然の資源である石油とか石炭というのは使えば枯渇するわけでございます。いずれ何十年後になるのか、何百年後になるのかわかりませんが、そういう自然のエネルギーというのは使えばなくなっていく。

ですから、そういう意味で、このバイオマスの利用というのは、今後、まあ市とか県とか国という問題ではなくて、全世界的にワールドワイドで検討していかなければいけない問題だろうというふうに思います。

ぜひ、にかほ市でもこの考え方を率先して、他市に先駆けてひとつ取り組んでいただきたいと。このバイオマスタウンに認定されれば全国に紹介される、ホームページなり何なりで紹介される。TDKの野球等々、サッカー等々で、にかほ市が相当知名度を上げたわけですが、市としての行政の中での知名度というふうなものもこれから必要ではなからうかというふうに思っております。ひとつこのバイオマスの問題に関してはぜひ力を入れて取り組んでいただきたいとお願いを申し上げまして、終わります。

議長（竹内睦夫君） これで18番斎藤修市議員の一般質問を終わります。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

#### 【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。3点でございます。まず、1つ目が、小砂川地区での救急車要請の事案についてということになっております。

4月の末に、小砂川での救急車両の要請に関するある出来事についてお伺いいたします。救急車を要請したときに、その地元の人の見解なんです、消防署の通報のときの連絡で、「到着まで15分かかる」と、「到着までの間、そばにいる人が蘇生術をやってください」というようなことを言われたというお話でした。そのときそばにいた人の後日談なんです、やったこともないし、とても自分たちではできない、自分が心肺蘇生をやったとして、何かあったら怖くて責任を感じてしまうとの話でした。もちろん、心肺蘇生について、消防署の電話窓口、通報しておりますから電話窓口からの指示があって、その指示に従っての蘇生をやることになっているとは思いますが、そばにいる人が年配者であったり、しかも女性の多くの場合は救急救命法というものの講習も受けていないことが多く、その実行はかなり困難なのではないかと思えます。たまたま現場に居合わせた人が適切な応急手当を行えば救命率が向上するということはよくわかりますけれども、一般の人への救急救命の方法の普及啓発、この活動をするだけで、このような上記のような問題が解決するとは思われません。

そもそも、現在の消防署が1本部1署体制になったとき、3分署が統合されても旧3町内のすべてをきっちりカバーできるような措置を講じていくとの説明があったと思います。今回のケースは、小砂川のまさに最南端に当たる地区での出来事でした。果たして通報から到着までの15分という時間が適切であるか、あるいは不適切な時間であるかということは判断はできませんが、救急車の到着時間の全国平均が約6.4分ということからすれば、15分というのは、これは極めて遅いと言えるのではないのでしょうか。

今回の事案は、決していわゆる市民の行政に対する過剰批判だとは言えないと思います。なぜなら、1本部1署体制に移行するときに懸念された不安事項がそのまま現実問題として発生し、その不安を解消するために十分な対応をしてこなかったということが露呈されたと言えると思います。いずれ、今回のこの話を受けて当局としてはどのような見解なのか、まずこの点についてお伺いし

ます。

2 点目です。市内の児童・生徒の通学方法と通学補助のあり方についてです。

にかほ市内の小・中学生の通学に関して、各校ともそれぞれの地域の事情により異なる形態がとられているようではあります。いずれも地域の実情に合わせてまちまちですが、ここでは通学補助のあり方について絞ってお伺いさせていただきます。

そもそも通学補助については、児童は自宅から学校までの距離が — 児童ですね、小学生ですね — の場合は距離が 4 キロメートル以上、中学校の生徒については 6 キロメートル以上でなければならないという基準があります。私が象潟町時代から言い続けているのは、義務教育の児童・生徒の通学において著しい差があってはならないのではないかとということです。義務教育は言葉のとおり義務であり、一方で憲法に明記された権利です。その住居環境、どこに住んでいるかということによって、教育を受けるまでの間、学校に行くまでの間に格差があってはおかしいのではないかと思います。つまり、旧象潟町時代においてですが、上浜中学校と象潟中学校の統合に際し、象潟中学校への通学時、上浜中学校の生徒はスクールバスが使用されるようになりました。現在はスクールバスの廃止により、上浜中 — すみません、これちょっと間違っています — 上浜の生徒には生活バス路線を代替とし、そのための通学費補助を交付要綱により支給しております。また、金浦小学校においては、これも小学校の統合時からだと思いますが、前川、大竹、黒川の児童の通学にはスクールバスが運用されています。

私は、児童・生徒の通学において、学校の統合時の条件により何らかの特例措置がとられること、そのこと自体を問題とは考えていません。逆に、児童は自宅から学校までの距離が 4 キロメートル以上、生徒には 6 キロメートル以上でなければならないという基準は、あくまでも基準であると思えますし、柔軟な措置がとられることもあってしかるべきであると考えなのです。違和感を感じているのは、一方でこのような対応がとられつつ、他方では厳格に基準を守っているというその姿勢です。

ただ、何でもいい、特例措置をとれというものではありません。現在はバス通学の適用外ではあるが、明らかに通学路の道路事情で徒歩通学、あるいは自転車通学に適さない地域に居住する児童・生徒はいると思います。具体的には、かねてから言い続けておりますけれども、仁賀保高校前の緑ヶ丘住宅に暮らす児童・生徒。緑ヶ丘住宅から象潟小学校までの距離は 3.9 キロです。わずか 100 メートルのために補助から除外されていると。もちろん、3.9 キロメートルが安全で安心な通学路なら、私は問題ないと思います。国道ならば車は走っているし、見守りとしてはかえっていいのではないかと言う人もいます。本当にそう思っているとすれば、私はちょっと常識を疑います。また、同住宅地方面から通学する児童・生徒の絶対数が少なく、帰りなどは小さな子供が 1 人で何にもないところ、だれもいないところをとぼとぼ歩いて帰っています。夏場は明るいけれども、冬はどうしても早く暗くなった道をとぼとぼ歩いている姿を見たりします。基準にわずか 100 メートル足りないために、そのような環境下に放置されてしまっている。いずれ、このことはかねてより質問し、当局も検討課題であると認識していただいておりますけれども、どうも合併でうやむやになってしまっているのではないかなと思ひまして、まずこの点について、改めて当局の見解をお伺い

します。

3点目が、にかほ市の地域公共交通のあり方を検討することについてです。

近年、乗り合いバスを中心とする地域公共交通のあり方が、にかほ市のみならず、日本全国で大きく問われております。既存の生活バス路線が、モータリゼーションの進展などに伴い、利用者の減、いわゆる不採算路線として地域バス会社の経営を圧迫し、それに補助金を出している地方自治体の財政に負担を強いております。にかほ市でも平成18年度には3,674万5,000円、うち400万円ほどを県が負担しておりますが、市内のバス路線を維持するために補助金として負担されました。また、実際の予算上は、生活バス路線維持のための補助金とはなっていませんけれども、私から見ても、平成19年度に市が負担している児童・生徒通学補助額1,822万3,000円と、これと同額の保護者負担分も、その大半が言うなれば生活バス路線を維持するために支出されていると見えます。

そもそも、これまでのバス路線と停留所の位置等は、国の厳しい規制のもとに決定され、運用されてきました。ところが、2000年からの国の規制緩和に始まり、2006年の道路運送法の改正で、地方自治体の地域公共交通で果たすべき役割が大幅に拡大されました。規制緩和といえは聞こえはいいのですが、実際は、地方自治体のみずからの地域の公共交通政策に責任を持って取り組まなければならないということになったわけです。特に、2002年の道路運送法の改正により、バス路線の退出が許可制から届け出制に緩和され、事業者が一部路線を廃止することが簡単になりました。市政報告でもありましたように、その結果、にかほ市でも、一部院内馬場線が廃止される予定になっているようでもあります。

私は決してゆっくり構えていられる状態ではないと思います。にかほ市でも独自の地域公共交通政策を確立していかなければならないと思います。今年度には、地域公共交通のあり方を検討するための会議を市民参加のもとに開かれるようでありますけれども、この会議がどのようなものなのか、また、その際には改正道路運送法の内容をどこまで適用させたものと考えているのかをお伺いしたいと思います。

ということはどういうことかといいますと、そこに括弧でちょっと書いたんですけれども、この検討委員会はあくまでも市長の私的諮問機関というふうになるかと思っておりますけれども、その後の地域公共交通会議というもので発展させていくつもりなのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため休憩します。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

その前に御報告します。9番伊藤知議員から親族の法要のため、14番佐々木清勝議員から所用の

ため途中早退の届け出がありますので、これを許可しております。また、13番菊地衛議員も所用のため途中で退席する旨の御報告が出ておりますので、許可しております。

それでは、一般質問を続行します。午前中の3番市川雄次議員の一般質問に対する答弁から続けます。では、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の質問にお答えをいたします。

救急車の出動についてでございます。1本部1署体制については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて、将来に向けて行政が対応できる最良の方法として議論を重ねて、いろいろ異論もあったとは思いますが、現在の体制を構築したと、そのように認識しております。

御指摘のように、1署体制になって、以前より救急車が到着するまでの時間が遅くなったところがありますが、行政としても市民の不安の解消や生命を守るために、高規格救急車の配置や台数の増、あるいは救急救命士の育成や増員の配置、そして道路整備など、対応できることは順次これまで整備に努めてきたところでございます。

救命で大切なことは、それぞれに応じた役割と連携でございますが、早い119番通報、市民による応急手当て、これについては先ほどお話がありましたけれども、なかなか対応できないというふうなお話もありました。しかしながら、こうした市民による応急手当て、救急隊による応急処置、そして医療機関での救命医療との連携が大変大切なわけでございます。行政といたしましても、現状の救急体制の維持を図りながら、引き続き市民の皆さんと協力して、できる限り市民の不安解消に努めてまいりたいと思っておりますし、今後、行政として何ができるのか、さらに検討をしてまいりたいと思っております。

なお、詳細については、消防長がお答えをいたします。

次に、通学方法と補助のあり方についてでございます。市内の児童・生徒に対する通学の方法及び補助につきましては、御指摘のように、学校の統廃合などの地域の实情により、まちまちになっております。通学費の補助につきましては、国の補助金交付要件の児童4キロ以上、生徒6キロ以上の通学距離を基準としており、市の通学費交付要綱によりまして、通学に要する経費を助成しております。

そこで、質問の中に、一部保護者が負担しているということですが、これについては象潟地区については、18年度からすべて市が負担しております。保護者の負担はございません。補助金を助成しております。

確かに、象潟町緑ヶ丘住宅地区からの通学している児童・生徒につきましては、通学路に地域住民の監視の目が届きにくいなど安全上問題がありますので、要綱にある特別な事情とみなし、バスによる通学のための助成をしたいと思います。

なお、少子化の進展や住環境が大きく変化しておりますので、児童・生徒の通学方法等についても今後再度検討を図ってまいりたいと思っております。

次に、地域公共交通のあり方についてでございます。市では、現在、市内のバス路線を中心とした今後の地域公共交通のあり方について検討するため、にかほ市地域公共交通検討委員会を早期に

設置するための準備を進めております。委員会の委員は15人以内で組織することを定めておりますが、そのうち市民委員として5人を4月16日から5月7日まで3週間にわたり市広報及びホームページにより公募をいたしました。残念ながら、公募された方は1人でしたので、現在、その他の委員について検討を重ねているところでございます。委員としては、住民代表、利用者代表、バス、タクシー事業者などの代表、また、商工会、社会福祉協議会、地域婦人会、老人クラブやPTA連合会などの各種団体の関係者を委員として選任するための作業を行っているところでございます。

検討委員会は来月上旬までに立ち上げる予定でございますが、委員会においては現状の生活バス路線やスクールバスなどに関する事、それから市内循環型のコミュニティーバス、デマンド交通などの導入の是非など、市内の地域公共交通の全般にわたりまして検討してまいりたいと考えております。

また、路線の廃止につきましては、市政報告でも申し上げましたが、本年3月29日付で羽後交通より馬場院内線の廃止について協議がございました。その中で、羽後交通では、20年度の3月末で廃止を計画しているという内容のものでございます。そのほかにも赤字路線を抱えておりますので、そうした赤字補てんをしてほしいという路線もあります、また、これは後で担当の部長から説明をさせますけれども、そういうところもございます。

こういう状況でございますので、廃止につきましては、本年の9月末日までに道路運送法に基づき、新たににかほ市地域公共交通会議、これを設置し、開催する必要があるとございます。この路線を廃止するためには、にかほ市としての地域公共交通会議、これを設置して開催する必要があるとございます。地域公共交通会議の委員は、国の地方運輸支局や県等の担当者に検討委員会の委員を加えて設置する予定であります。地域公共交通会議では、羽後交通からの路線廃止の協議に対して承認の是非について決定し、そして、県のブロック協議会に報告する必要があるとございます。仮に地域公共交通会議において廃止が承認されなかった場合でも、事業者は廃止に向けての手續ができることとなります。要は、事業者が廃止した場合の代替手段をどのように確保していくかが、地域公共交通会議を立ち上げた場合の議題となるものと考えております。したがって、地域公共交通のあり方を検討するための会議の形態につきましては、路線バス廃止に伴う代替手段や市内循環型のコミュニティーバス、あるいはデマンド交通などの導入の是非などを検討する、にかほ市公共交通検討委員会と、新規路線の新設やバス事業者からの廃止などの申し出を協議する、にかほ市地域公共交通会議の二通りの形態で、これから進むこととなります。

次に、2002年2月に施行されました改正道路運送法でございますけれども、1つとして、路線への新規参入の自由化が成りました。それから運賃設定の自由化も成っております。それから運行経路、バス事業者の区域から撤退の自由化などの措置が図られまして、バス会社の判断で、路線の変更、廃止、運行の増減便などが可能になるものでございます。

また、2006年10月に施行された改正道路運送法では、自家用自動車による有償旅客運送制度が創設されまして、一般旅客自動車運送業者によることが困難で、まあバス事業者が路線バスを維持することが困難である場合においては、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために、

地域公共交通会議などで合意している場合においては、市町村、あるいはNPO等が国土交通大臣の登録を受けたときには、自家用自動車による有償旅客運送を可能とする制度が創設されたところでございます。市の検討委員会では、市内循環型のコミュニティーバスやデマンド交通などの代替手段を検討していく場合、改正道路運送法の内容をどこまで適用させていくかについても、これから検討していくことになります。

補足については、消防長、あるいは総務部長から若干説明をさせていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） まず初めに、現在の1本部1署体制についてであります。昭和63年に消防組織改正審議会が各町からそれぞれ5名ずつ15名が推薦され、設立されました。その諮問事項4つの中に、消防本部・消防署の体制についてが諮問されております。それについて、将来の消防本部、消防署の体制の推進については、次のように答申されております。「近年の社会情勢、地域の状況、又建物構造から勘案するとき、将来においては1本部、1本署体制が最も効率的な体制であると思う。しかし、救急体制は年々増加してることから、当面は出動時間の短縮と共に、住民の要望も考え合わせ救急車2台配置が必要不可欠の状態とも考えられる。又、諸体制の変更には、住民感情等様々な難問題が付随されるので段階的移行が必然的となる。今後、10年後をめぐりにして1本部、1本署体制になるのが望ましい」と、答申されております。

その後、平成4年5月に、昭和63年度の答申を受け、あらゆる角度から検討し、消防本部、消防署の1本部1署体制を早期に実現するため、構成町の道路実情等を考慮し、また、災害時の対応の効率、取得面積や今後構成町の道路整備計画に伴うアクセス道路の整備を考え合わせ、今の館ヶ森が最適であると判断し、審議会に諮問、同年5月30日に、位置については採決の結果、多数決で館ヶ森 — 今の場所ですが、ここに決定したという経緯があります。ただし、構成町は、本部、本署の敷地に通ずるアクセス道路の整備に努力することが必要であると答申しております。そのアクセス道路といいますと、現在と答申された当時とを比較しますと格段によくなっております。消防本部から上郷方面、小出方面のアクセスは、ほぼ完成に近いのではと思っておりますが、残念ながら国道を通る小砂川方面への道路は当時のままとなっているのが現実であります。

1本部1署体制になる以前の出動状態ですが、象潟、仁賀保に救急車が配備されておりましたが、人数の関係上、象潟で火災がありポンプ車が出動中、象潟でけが人が出た場合には、象潟に救急車があるにもかかわらず、仁賀保の救急車が出動してくるという出動体制でありました。また、先に救急車が出動中に火災が起きると、金浦からポンプ車が出動となっておりました。1本部1署体制になった今は、火災には同時2隊出動、そのほか救急車も出動できる体制に変わっております。

救急車の到着時間は、市川議員が話されましたように、全国平均で6.4分です。にかほ市の救急車の到着時間の平均は、18年で7.7分かかっております。各地から病院まで到着時間は、18年で41分の平均です。まあ消防本部から県境付近までは約15分かかるわけであり、距離的には短縮できないものがありますので、消防本部ではこのタイムラグを軽減すべく、救急車が到着までの時間を、救急要請された方、もしくはそばにいた人にバイスタンダーになっていただきたく、少しでも

救える命を救おうと努力しています。

その1つとして、C P A患者 — C P Aというのは心肺停止の患者のことを言うんですが — C P A患者と思われるときには、救急隊による電話での口頭指導を行っております。これは要請場所にかかわらずC P A患者に心肺蘇生を行うことを指導するわけであり、心肺停止状態になった人に2分以内に心肺蘇生を開始すれば、90%以上が生存する可能性があると言われております。大切な命を救う一歩は、救急隊が到着する前に、事故を発見した人、現場に居合わせた人による早い応急手当てです。

質問では、自分が心肺蘇生をやって何かあったら怖くて責任を感じてしまうと懸念しているようですが、民事的には、善意で実施した応急手当てには責任は問われることがないとされており、刑事的には、手当ての過程に過失が認められれば過失傷害罪等の適用が考えられますが、一般人の行う応急手当ては一般的に社会的相当行為として違法性が阻却されると考えられます。また、口頭指導により応急手当てを実施した人の補償については、救急隊員は、現場付近にいる者に対して救急業務に協力を求めることができることから、口頭指導によって協力し、応急手当てを実施した人に対しても補償の対象となるとの質疑応答があります。

心肺蘇生法については、現在の指導方法は従前の方法より簡素化されておりますので、高齢者、女性の方であっても簡単に応急手当てができます。

一番大切なことは、救命のリレーです。先ほど市長が申されましたとおり、早い119番通報、市民の早い応急手当て、救急隊の応急処置、そして医療機関の救命医療の連携であります。このリレーは、現場に居合わせた人の119番通報と応急手当てから始まります。ですから、できるだけ多くの市民の皆さんから受講してもらい、勇気を持って実施することにより、距離によるタイムラグを幾らかでも軽減するものと考えます。特に、消防署から遠距離にある地域での自主防災活動での指導や保健行政と連携した救命講習会を実施するなど、もっともっと救命講習の受講者がふえるよう方策を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） すぐに廃止されるものではございませんが、赤字路線であります長岡線、鳥海線、仁賀保線の3路線について、市の補助金の増額について相談を受けているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） では、再質問をさせていただきます。順番不同になります。1個ずつちょっとやっていきますので、一番最後のほうからお願いします。

公共交通のあり方についてです。この問題そのものは、やはり私は国の政策の失敗だったというふうに、あるいは対応のおくれだったと言ったほうがいいんでしょうかね。今になって規制緩和だと言いながら、実情は国の支援策が打ち切られるということだと思います。羽後交通さんに見れば、この地域の公共交通を担っていたという自信と誇りもあったでしょうし、今回このように撤退せざるを得ないということに対しては、じくじたる思いであるんだろうというふうには思います。しかしながら、今は馬場院内線だけですけれども、今、総務部長がおっしゃったように、他の路線



についても全くその可能性がないわけではないということであるならば、そのことによって一番の不利益をこうむるのはやっぱり一般の市民であると。わずかな乗車人数であろうとも、それは一般の市民がその不利益をこうむってくるんだと思います。ですので、やはり市としても、今後、先ほど市長もおっしゃっていましたが、矢継ぎ早に対応策をとっていかなければならないというような内容の話でした。私もその必要があると思います。

この市の基本計画の中にもデマンド交通についての検討がうたわれております。先日の新聞です。仙北市でデマンド交通についての記事が載っておりました。私もこのデマンド交通というのは非常に興味を持って見ていたところに、市の基本計画の中に載ってきたので、ああ、これはやっていけるものかな、やっていくんだなというふうに認識しております。ただ、そのときに、ここで質問になるんですが、質問というかお願いですが、聖域をなくしてもらいたいということです。言ってしまうと、コミュニティーバスも、あるいはデマンド交通でバス利用も、すべての公共交通において利用し得るものすべてをその検討対象としていただいて、市民にとってどのサービスが一番有益なのか、費用対効果が上がる、要するに、例えば上郷のお年寄りの方が象潟に通院するときにタクシーに乗ってこなければいけないと、1回当たり片道で千五百幾らもかかると。そういう状況である現状を何とか解消できるような地域公共交通施策を確立していただきたいと思いますので、その点について市長の答弁をお伺いしたいと思います。

まず1点、ここで切ります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今の路線バス、これは年々赤字路線がふえてきていると。今は、国県の補助金の路線もありますけれども、ほとんどが県単の補助金のバス路線なわけです。御承知のように、三千数百万円赤字補てんして、400万円強の県からの補助金でございますけれども、この補助金の形というのは、バスが動いている時間で計算して幾らという形の計算の仕方です。要するに、羽後交通さん、バス事業者は運転手を抱えているわけですが、バスの時間帯の間には必ず時間があくわけです、要するに運転手さんを拘束しない時間が。この拘束しない時間がありましても、羽後交通さんではお金を支払わなければならない。しかし、この部分は県単の事業としての対象にならないわけです。ですから、先ほど言ったように、すべてその部分も市のほうで赤字補てんしてくれれば、バス事業者はやると思うんです。ただ、その形をとった場合と、例えばコミュニティーバス、あるいはデマンド交通をやった場合と、どちらが経費的に安くて、あるいは利用しやすいかということ、いろいろ検討しなければならないと思っています。ですから、私は、当然ながら、このバス事業者、羽後交通さんに新たに委託するか、あるいはタクシー会社に委託するか別にしても、やはり今の形からは変えていかなければ、赤字の補てんだけがふえていって — ふやししながら、そのバス路線を維持していくという形はやっぱり変えていく必要があるだろうと。ことしは、この部分に一生懸命取り組んで、どういう形になるかわかりませんが、よりよい方法の形を構築して、実施に移してまいりたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 今の市長の答弁に従って、この問題については今始まった — まあ前か

ら始まってはいるんですけども、これから検討されるということですので、それを当面見守りたいとは思いますが、やはりこの地域でこの公共交通について非常に大きなノウハウを持っているのは羽後交通さんでしょうから、やはりその羽後交通さんのノウハウは十分に利用していただければなという気持ちもありますので、それをよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の項目についての再質問ですが、この内容について、私の言ったことの一部については、市長の答弁でわかりました。ただ、先ほど市長もおっしゃったように、少子化の傾向もあるので、通学方法そのものについて全体を見直すという答弁でしたので、それにゆだねたいとは思いますが、ただ、1つ、どこまでそれを検討するのかというのは非常に私も興味があるというか、注視しなければならないと思っています。仁賀保中学校なんかは一部バスを使っておりますけれども、ほぼ全員が自転車通学になっております。私らの年代の人たちはそういうことはなかったと思うんですが、今は3分の1ぐらいが親によって送られてくる、保護者によって。雨の日なんかは半分だと。で、冬場は自転車通学ができないという、してはいけないという規則になっているから、冬場は、じゃという、やっぱり保護者が送迎しているというような、これは私は異常だと思います。

これは、どうしてこういうことになったのかと。私は、私の年代の人に聞いたら、「ちょっと親が甘やかしているのや」という言い方をしたけれども、私はそうではないと。やはりそういう状態になってしまったからには原因があるんだと思います。その原因をしっかりと把握しないで、今回のこの全体を見直すという、中途半端なものになることを非常に恐れています。また次にそのことによって不満が発生するということもあり得ますので、そこら辺を注視した内容での再構築を図っていただきたいと思っています。

その際、思い切って、スクールバスというのは、私はいいのかと思っています。実は、象潟時代に一般質問したときにも、当時計算してもらいましたら、例えば羽後交通を使って通学するよりも、当時は、スクールバスだけに限ってみればスクールバスを導入したほうが経費的には安いという計算結果が出ておりますので、スクールバスがそれほど予算上、非常に経費のかかるものではないということは計算で出ておりましたので、当時ですね。ちょっとその資料、私もなくしてしまったんですけども。そういうこともあって、先ほどの地域公共交通会議の中で、ぜひ公共交通とあわせて、やっぱりスクールバス問題もあわせて検討していただければなと思いますが、その点について、教育長ですか、市長ですか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 旧象潟町時代は、同じ路線と申しますか、バス路線で走っているところに同じ形で並行に、同じ路線をスクールバスが走っている。片っ方は赤字だと、赤字で補てんしていると。そういう形の中でスクールバスを廃止して、そして路線バスに切りかえたという経緯がございます。ただ、今回の公共交通のあり方は、じゃ今の羽後交通でやっている路線バスをこれからも維持するのかどうか。維持しなくなるとすれば、当然そういうスクールバスを活用して、一般の住民も乗れるようなバスの構築、これも可能なわけですよ。ですから、そういうことも含めて、これから検討をしていきたいと思っています。

仁賀保地区の通学のあり方については、ほとんどが自転車通学ということですけども、今、仁

賀保中学校の建てかえについて、釜ヶ台中学校と統合すると、そういう形の中で、釜ヶ台中学校からの子供たちをどうするかということも当然考えていかなければなりません。ですから、その際、運行するバス、どうせだったら途中から拾っていくかという発想もないわけでもないわけです。ですから、そういうことも含めながら、これからスクールバス、あるいは含めた公共交通のあり方、それを検討してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） バス関係については、いずれ今の、今年度に行われる検討委員会の中で、全般的に見直されていくんだろう、あるいは構築されていくんだろうと思いますので、当面注視していきたいと思います。

1番の質問に対する再質問を行わせていただきます。

消防長の答弁、非常におもしろいもので、ありがとうございました。私、これを聞いて非常に思ったんですが、私の準備していた再質問とはまた別の内容で再質問があるんですが、まず、その前に……。

先ほど18年度の数値をいただきました。ちょっと簡単なことでお伺いしますけれども、基本的事項なんですが、消防署から救急車両の到着時間について、推定到着時間の中で最も時間のかかる場所、多分釜冬地区のほうだと思うんですが、そういう場所と時間をワースト3まで — 推定されているものがあると思うので、それをちょっとワースト3ぐらいまでお話ししていただきたいというのと、17年度でも18年度でも結構ですけれども、実際に救急車の出勤が多い地区 — 地域というかな、地区。例えば、旧町別でいえば、象潟ならば上郷地区とか上浜地区とか、まあ元町地区が一番多いんでしょうけれども、その出勤が多い地区といいましょうか、その地区ごとの数字とかがわかればありがたいんですが。

あと、救急車両の要請される時間帯 — 時間別といいましょうか — というのと、あと、18年度でも結構です、救急車の現場到着までの実際の — 推定ではなく実際の最長時間といいましょうか、一番かかった時間を上3つぐらいでも結構ですので、ちょっと御答弁いただきたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 救急車の到着時間のワースト3ということでありました。ただ単に救急車が到着するまでのかかる時間をいいますと、冬師・釜ヶ台、それと小砂川方面になります。それは、小砂川方面はといいますと、小砂川に行って、また本荘のほうに向かわなければならないというタイムラグというんでしょうか、時間のずれがあります。それと冬師・釜ヶ台は、釜ヶ台のほうに行ってから真っ直ぐ本荘方面に行けるという時間のものがありまして、一概にどちらが近いのかなというようなことも、遠いのかなというようなことも言えないわけですが。

それと、最長時間的なものはどのくらい時間かかったかというのは、ちょっと統計にとっておらないので、それは年間の1,000件ある中から拾っていかなければならないので、もしどうしても必要であれば、後ほど資料として提出したいと思います。

それと、町村別の18年の件数ですが、手元にあるのは18年の件数です。象潟管内で368件、金

浦で 225 件、仁賀保で 388 件の件数です。いろいろなことが書いてあるんですけども、今、質問事項をちょっと書く時間がなかったので、以上になりますが、そのほかに何かありましたでしょうか。

それと、うちのほうで毎年出しています救急統計というのがあります。この中には、どのくらい時間がかかったのか、何曜日に一番救急要請があるのか、1 日の時間帯においてどのくらい、どの時間が救急が多いのか、年齢別等、事細かに載っておりますので、もし必要であれば、これも後で皆さんにお分けしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 今の内容について、その資料があれば、まずいいです。

平成 17 年度のにかほ市の、いただいている「消防年報」があります。それに基づけば、大体救急と交通事故と一般負傷とその他と分かれておりまして、平均で現場までの到着時間が 8.45 分というふうになります。20 分以上かかるところが 16 件、10 分から 20 分かかるところが 256 件と。合わせれば、大体 30%弱というところが 10 分以上かかるところになっているようではあります。

そもそも、先ほどの消防長の答弁の中で、消防議会の話、この間、消防議会の議事録いただいて読ませていただいたんですが、どうして 1 本部 1 署体制になったのかということにはわかりました。だけれども、その話し合いの中で、私がどうしても気になったのが、その 1 本部 1 署体制になった結果、どういうデメリットが発生するのかということが、その議事録には載ってないんですね。議題の中に出てきてないんです。

それで、今度、私、平成 13 年 3 月の象潟町議会の定例会の議事録を見てみました。後ろにおられる竹内議員の一般質問の中で、1 本部 2 分署体制にして、象潟と仁賀保に救急車を配置するという当初の方針が、現在の 1 本部 1 署体制に変更されたことによる懸念に対して、高規格救急車と救急救命士の 4 人体制により、それまで現場から医療機関への搬送の間に救命措置が行えるようになるから、サービスは低下しない、むしろ高サービスを提供できるようになるとの当局の答弁があります。ただ、これまた読んで気になったのは、例えば心肺停止、これも先ほどの話ありましたが、でも、3 分間放置されると死亡率が約 50%、呼吸停止は 10 分間放置されると死亡率が 50% — すみません、心臓停止で 3 分間ですね。心肺停止状態になった場合、1 分処置がおくれるごとに救命率が 10%低下するとなっております。この答弁、先ほどの象潟時代の答弁ですが、当時の消防関係者の一致した考え方だったと思います。当時の 4 人体制、高規格救急車、救急救命士の配置ということ、逆にサービスはよくなるよという答弁は、消防議会の議事録にも載っていますし、各町議会に戻っての一般質問等でもそういうふうに答えているということで同じなんですが、理解できないこと — その話そのものは理解できないことはないんですが、それは私、10 分以内に救急車が到着するというところに暮らす人にとってはかなりサービスが向上したと言えるのではないかなと思います。逆に、1 本部 2 分署体制でなくしてしまった結果、例えば象潟にあった分署がなくなったわけですから、「救急車が到着するまでに 10 分」以外のところに住む人にとっては、私は、サービスは低下したと、逆に言わざるを得ないんだろうなと思っております。今回のこの小砂川の一件は、まさにそのサービスが低下したのではないかと思われる、それによって引き起こされた市民の不安

が明らかになってしまったものだというふうに思っております。

先ほど消防長の答弁の中で、私の言ったことに対して、その現場で救急活動、応急処置をとった人を民事、刑事の問題もないよと、女性でも簡単にできる内容のものだよというような、勇気を持ってなんて精神論的なものを言っておりますけれども、事はそういうことではないんだと思うんです。女性にとって、別に応急処置をしたことによって自分が刑事的に訴えられるとか民事で訴えられるとか、そういうことを言っているわけではなくて、あくまでもその人の命そのものに対して自分が最後の責任を負ってしまっているということに対する不安だということなんです。ですので、私は、その精神論は問題のすりかえに近いのではないかなと。要するに、市がやらなければいけないことを現場の人をお願いしているということで、現場の人がだれでもかれでも、とりあえず電話で指示すればやってくれるだろうという精神論へのすりかえになっているのではないかなというふうな答弁に聞こえたので、非常に不満な答弁だったと思います。

私は、そこでもう一度確認したいのは、市として、今のこの放置された状態 — まあ放置はしてないと言うかもしれませんが、到着時間が全国平均よりも大幅に遅い地域に暮らす人たちに対する現状をどのように改善していくのか。道路整備だけでいいのかということです。例えば、八戸あたりでは、救急車の再配置、分署体制に戻したというような情報もありますし、どういう改善策がとられるのかということが大切だと思いますので、今の消防長の答弁では、現状に対する方策にはなっていないのではないかなと。今後どういうやり方をするのかということになりますけれども、現場の人をもっと活用するなら、もう少しやり方があるのではないかと思います、その点について少し再答弁をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） まず初めに、1本部1署体制の話ですが、1本部1署体制になる以前は、先ほども私が話したとおりに、救急車が仁賀保、象潟の分署にありまして、火災があった場合には、象潟で火災があって — 最初に火災があって、象潟で同じく救急要請があった場合には、救急車が同じ場所から、象潟分署から出られなく、そして仁賀保分署から出なければならないというような出動体制でありました。それが1本部1署体制になって緩和されまして、同時に、いつも同じところから、今の消防本部のほうから出られるというふうな、これが大きなメリットだと思っております。

デメリットが載ってないということもありますが、確かに、市川議員が話されたとおりに、また、市長も話されたとおりに、遠くなった、そして時間も若干 — また若干といいますと、またあれなんですけれども — 少しですが、遠くなったところもあるんですが、先ほど話しましたとおりに、バイスタンダー的なものを要請して、その時間のロスを少しでも少なくしたいというのが消防本部の意向であります。与えられた施設、設備において、懸命に努力を尽くすというのが消防本部ではないのかなと思っております。

それと、バイスタンダーで、先ほど、だれでもやってくれるだろうという、そういうふうに消防本部のほうで口頭指導しているようなことを言われましたが、これはプロトコルというのがありまして、口頭指導する場合 — まず、もし普通の消防隊員が通信勤務で119番の受信した場合に、

口頭指導が必要な場合には救急隊員とかわりまして、救急隊員が口頭指導するわけですが、その場合に、こうこうやってくださいということを話すわけですが、その中において、「あなた、できますか」と必ず聞きます。で、できなかつたら別に無理して — あくまでも強制はしておりません。これは、やってもやらなくても別にそばにいた人がどうのこうのというわけではありませんし、それから、民事、刑事というのがありましたけれども、それはあくまでも一つの例であって、そういうことはないということを私は言いたかったわけで、別に民事、刑事がどうのこうのということは必要なかったわけですが、

市として道路整備だけでいいのかということで、分署体制、前の分署体制に戻すということもありましたけれども、これもまた大きな問題でありまして、今、県内、まあ全国的にそうなんですけれども、消防の広域化というものがあまして、また、消防署の体制を見直そうという空気が全国的にあります。そのような中で分署が必要だということもどうなのかなと、後退するのではないかなというようなことでありまして、その分署体制にするにはいろいろな大きな問題がありまして、今すぐとなると非常に難しい問題が多いのではないかなと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） いずれにしろ、今の消防長の答弁では、市民の不安は解消されないわけです。要するに、現状のままですよということだけです。遠いところにいる人たちは現状に甘んじるしかないということしか、今の答弁からは引き出せないということになります。

じゃ、ここから先は消防長の答えではない、市長のほうになるのかと思いますが、現状をどのように改善するかということ、私も先ほど、救急車両の再配備ということを行いましたけれども、これは言っている私自身も難しいんだらうなというふうには思っているんです。そうすれば、あとは人的資源をどのように活用するかということだと思います。消防団ではないですけども、各地区にそういう蘇生術を、まあプロフェッショナルではないですが、講習を受けた人がどのぐらいその各地区にいるかによって、私は、そういう心肺蘇生というもの、その応急処置、救命処置の向上につながるんだと思います。例えば、その地区に、例えば十何人、自治消防の人でもいいです、そういう人たちに救命講習を受けてもらって、そういう緊急事態が起きたときに、その人たちとの連絡をとりながら、ちょっとやってくれませんか、行ってくれませんかみたいな体制もとれば、私は、ある意味不安を解消することもできるし、私がいつも言う協働ということにもつながっていくのではないかなと思うんですが、技術的に法律的に難しいところもあるのかもしれないけれども、そこら辺、ちょっと市長のほうからお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 3町からの引き続いての道路整備、これはしっかり頑張っていかなければならないと思います。

それから、この体制をどうつくっていくか、市川議員の話されているとおりだと私も思います。そういうことも、部内ではこの質問を受けてからいろいろ協議しましたけれども、やはりその地域でそうした急病人が出た場合に対応できる人材をつくっていくことが必要だと。例えば自主防災組織を中心にしながら、その輪をつくっていくと。そういうこれからの体制整備の中で、やはり講習

会、そういうものを通して、そうした組織づくりにも力を入れていきたいと、それは思います。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 市民の願いなどを含めて大きく4点にわたって質問をします。幾つか、前日の一般質問、そしてまた本日の一般質問、その答弁ということで、大分重なりがありますけれども、答弁はそのことを含めながら簡潔にやっていただいて結構ですので、よろしくをお願いします。

最初は、文化施設 — 文化会館、俗に言っているわけですがけれども、その建設についてはもっと慎重であるべきではないかということで、これは前日の同僚議員が何人も同じような、あるいは若干角度を変えて質問をしておりますけれども、これはもう既に基本構想の報告書も出されて、建設に向けて動いてはいます。しかし、市民の多くの人、会う人会う人から、このままこの文化施設を進めていいのかという、いろいろな面から心配している、そういう声が上げられております。

去年の9月議会でも同じような質問をしましたが、その際、利用状況については、現在ある施設で、まあホールは大きいホールはないわけですがけれども、公民館中心に、利用者が利用したくとも現在の施設では足りなくて困っているかどうかということも聞きました。教育長の答弁では、そのときは、利用者に大きな支障はないと、支障はない状態で利用いただいていると、そういうふうに思っていると、こういう答弁でした。ですから、大きなホールを望まなければ、現在のまでもまあ間に合っているのではないかというふうに言うことができるのではないかと思います。

そこで、1つ目の質問ですが、最近、旧3町の各地域で市政説明会というのをやったわけです。この種の説明会は大変いいことだというふうに思いました。

4月12日の仁賀保地域での説明後の意見や質疑では、文化センターに関しては、旧金浦町のどの辺にするのだというような質問があって、当局が3カ所の予定地域について答弁をしておりました。その後、4月16日金浦、19日象潟地区でも説明会あったわけですが、そこでの文化会館、文化施設の建設にかかわる質問、意見があったと思うわけで、それについて内容をお尋ねしたいと思います。

2つ目は、これもきのうありましたが、由利本荘市で文化会館建設を検討しているということで、その建設については考慮されているかどうかということですが、きのうの同僚議員への関連する答弁では、特に意識はしていない、まあにかほはにかほでというような市長の答弁がありましたけれども、基本構想報告書を出すに当たって、そういうことが検討されなかったかどうかということを含めて質問をします。

3つ目ですが、建設費用、建設後の維持管理費、ホールなどの利用回数などにいろいろ心配している声があるわけです。で、再度、文化会館建設について市民へのアンケートなど — これもすべての市民に対してということではなくとも結構だと思うわけです、抽出調査という手もあるわけですが — アンケートなどを行って、その結果も生かして慎重に検討したらどうかというふうに考えますが、どうかということです。

これも、きのうの同僚議員への答弁では、ランニングコスト4,000万円くらいとか、建設費は約30億円くらいというふうなことも言われましたけれども、市長の各種会合等の説明では、とにかく

財政が厳しい、財政が厳しいというふうに強調したかに受けとめられる市民が多くて、そのせいもあるかと思うんですが、財政が厳しいという中で、今急いで建設していく必要があるのかという声少しずつ強くなっているのではないかというふうに思うわけです。

で、これも池田議員が挙げましたが、まちづくりアンケート、これも不満が強いランキング 41 位から 50 位までで、一番不満の強いのが高速道の整備、49 位が起業や — 起業というのは仕事を起こすほうの起業です — 起業や雇用拡大支援、48 位が除雪体制や防雪・融雪支援、その次が商業の支援や工業団地の整備、企業誘致などというふうに続いているわけです。これには文化施設関係が入ってないと。また、重要度ランキングの 1 位では自然災害への備え、2 位が、今出ましたが、消防・救急救命体制、そして 3 位が医療機関の充実というふうに続き、10 位まで、これも文化施設の建設というのは入っていないです。

しかし、このアンケートをとる段階では、文化施設も建設するのだということが一般に広まっているという側面もあるかと思うので、一概には言われませんが、いずれ文化施設が全く出ていないというのは、それだけ、そういう状態での市民の意識があらわれているのではないかというふうに考えられるわけです。

で、これもきのうの同僚議員が言ったように、市政に意見を反映するのはアンケートが一番というふうなのが一番多かったし、そして情報公開、その 3 位が市民懇談会などの場をふやすと、こういうことがあったわけで、ちょっと繰り返しになったわけですが、以上のようなアンケート結果ということもやっぱり考慮する必要はあるのではないかというふうに思うわけです。

私自身も、文化施設がずっとこのままなくてもいいというふうには全く思っていないわけです。ただ、市民の声がまとまって、同じつくるのであったら、「よし」ということで多くの支持を得ながら進めると、こういう体制を待つために、いま一度立ちどまって、少し時間を置いて、市民からの声を十分くみ上げて検討するということは今必要なのではないかというふうに考えているわけです。そういう点で答弁を求めます。

2 番目ですが、これも各種税金等について減免制度などの周知徹底をということで前にも聞いたことがありますけれども、今は、自民党・公明党政府による税制の改悪があったために、公的年金等控除の縮小もありました。老年者控除の廃止もありました。そして今、定率減税廃止になって、この 6 月から、前年度に続いてさらに大変な増税になると、こういう状況になっています。

この定率減税廃止は、今、大問題になっています年金ともかわりがあります。それは「100 年安心」といって、負担は毎年引き上げる、給付は引き下げるといってひどい仕組みを 3 年前に与党が強行したことに関係します。その際、年金財源のためと称して定率減税を廃止し、庶民大増税を決めたわけです。これを言い出したのは公明党で、自民党と一緒にこの推進を強行するという状態になって、それがこの 6 月から大増税という形で我々の家計を襲おうとしていると、こういうふうになっているわけです。で、昨年は、この定率減税の半減やその他の増税で、市民の皆さんから、「請求されてきている税の数字は間違いなのではないか」とか、「今まで税金かからなかったのに、どうしてかかるようになったのか」とか、「今までの 3 倍以上になった」、あるいは「合併になって税金高くなったのか」というような声までありました。そして、市役所にも問い合わせの電話など



が多く寄せられたことは記憶に新しいところです。

定率減税の半減の前年度だけでも、にかほ市では昨年1万1,815人もの人が4,770万円もの負担増になるというような状況でした。にかほ市では、市、県民税について、昨年2006年10月15日の「広報にかほ」で説明をしています。「税負担はふえるか減るのか」というふうにあります、「御安心ください、納税者の負担は変わりません」と説明しています。しかし、この同じ場所の後ろのほうには、「このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税廃止される等の影響があることに御留意ください」として、政府が新聞に大きく公報に出したのと同じように、「増税」という形では出してなかったわけです。

で、県内の各市の広報ありますが、4月から6月ぐらいまで発行したものを一通り見ましたけれども、男鹿市を除けば、ほとんどの市の広報には、「定率減税廃止」の言葉はあるわけですが、そのために増税になるという説明はなかなかされていないというのが状況です。もちろん税の変更などについては広報以外の方法で説明しているところもあるとは思いますが、しかし、広報だけ見ると、増税についての説明が不足しているのではないかという状況でした。

しかし、本年5月15日の「広報にかほ」には、「あなたの住民税が変わります」として、税率の変更、定率減税廃止、そしてモデルケースによる増税、高齢者非課税措置廃止による経過措置などについて説明しています。これは増税を知らせているということからすれば、市民にとってはより現実に沿った説明がされていて、評価できると思います。そして、モデルになっているところの増税はどのくらいになるかは広報で一部わかるようになっていました。

そこで質問なんですが、増税による市民への負担増の影響はどうか、人数、金額をお尋ねします。また、今回増税されると、国保税についてまた影響されてアップしていく。そして、負担増の影響を受ける人がどういうふうになるか。世帯や人数、金額がわかりましたら、お知らせ願いたい。

2つ目には、国保税導入に影響が出てくると心配されるわけですが、国保税の滞納状況、短期保険証、資格証明書の発行、発行後の実情についても心配されますので、お知らせ願いたい。滞納者の状況や、この税の問題でいろいろこれまでも出されましたけれども、納入相談、救済策や支援などをどのようにしているか、かいつまんで答弁願いたいと思います。

また、税などの減免、軽減等についても周知徹底して負担軽減を図るべきだと思いますが、どのようにしているか、どのようにしていくかについてもお尋ねします。

3つ目は、コミュニティーバス等の運行については、先ほどの質問がありまして、ほとんど回答が入っていますけれども、去年の3月議会で一般質問をして、市長の答弁は、巡回バスがいいか、ほかの手段がいいか、いろいろな形で必要になってくるかと思うので、タクシーも含めて検討してまいりたいと答弁しておりました。また、総合発展計画にも、交通弱者の利便性向上のために、市内を循環するコミュニティーバスやデマンド交通などを検討しますとあるわけです。で、先ほど言われたように、由利本荘市での羽後交通路線バスの一部廃止も言われています。その中には由利本荘市鳥海地域の路線バスの廃止があります。この前5日に開かれた議会初日に市長の市政報告があって、馬場院内の羽後バス路線を廃止したいというふうなことまで進んできたわけです。

最初の質問は、これはバスの路線の話はされましたのでいいんですが、馬場院内線といっても、何となくわかったようなわからないような感じです。で、どこからどこまで、必要によってはその途中の経路、こういうことについても説明をしてもらいたいと思います。

羽後交通との協議の中で廃止対象として先ほど幾つか出しましたが、再度、さっきは3カ所挙げられましたが、それについては答弁されているのでいいんですが、その協議の中で、どういう状態を出ているのかということについても、もし補足があったら答弁を求めたいと思います。

また、羽後交通のバスに対して、県の補助、17年度の場合は368万円、市の補助は3,600万7,000円、そして18年度は先ほどの同僚議員の質問にもありました。この補助金の支出基準は、先ほど市長が運転手の拘束時間もというようなことで、大変負担がふえているような答弁がありましたので、この補助基準について再度、より具体的に答弁をしてほしいと思います。

で、県の補助金は、乗車率が1人未満の路線には、来年度、08年、平成20年以降廃止されるというふうの前に答弁を聞いたことがあるんですが、その際、県補助が108万円も減らされるというふうなこともありました。そういうことも含めて、廃止後の維持については先ほど答弁ありましたから、まず省略して結構です。

それから、この後の地域公共交通検討委員会の検討内容、検討方向、こういうことについては答弁されていますから省略されて結構です。

ただ、実情の把握ということが非常に大事になってくると思うわけです。魁新聞等でも、路線バス廃止に備えて、試しに運行する期間が半年ぐらいもというふうなこともありましたし、やはり住民の動向、どういうふうな利用をしたいかというふうなことなどについても調査、実態把握の必要があると思いますので、その点についてのお考えをお知らせ願いたいと思います。

最後のナラ枯れ対策の件ですけれども、先般、対策セミナーがあって、丁寧なスライド等での説明、お二方からありまして、状況が大変よくわかりました。象潟地内で県内初のナラ枯れが発見されたということでしたから、その発見された経緯、それから発見後の対策や手だてはどのようであったかということをお尋ねします。また、それを受けて県や市の対策はどのようになっているのか、予算等もしありましたら、それを含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えいたします。

初めに、文化施設の整備についてでございます。

各地域で市政説明会、あるいは地域座談会、こうしたことを、市主催の場合もありましたし、地区主催の場合もありましたけれども、そうしたことが開催されておりますが、文化施設については、このまま建設を進めて財政が大丈夫かというふうな意見もございました。このほとんどは、やはり夕張市の報道を見て、そういう考え方を示している方がほとんどでございました。それから、新しい市としての文化のシンボル、こうしたことで事業を進めてほしいというふうな要望もございました。考え方としては賛否両論の意見だったと思っております。

確かに、私もいろいろな場所で、財政は年々厳しくなっておりますよという話はさせていただ

ております。ただ、厳しい状況ではございますけれども、これから行財政改革を進めながら、必要な住民サービスを選択していくことも、これから必要であるという話もさせていただいております。そうした中で、文化施設、私は、ぜひこの文化施設は必要だと、これだけの建設する力にはかほ市にはありますよというふうな話もさせていただいたところでございます。

夕張市とにかほ市では財政的な事情も違うわけでございますので、健全な財政環境を確保しながら、総合発展計画にある、人と文化をはぐくむまちづくりのために、何とか市民の皆さんから御理解をいただいて、文化施設を整備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

由利本荘市との関連やアンケートについては、きのう各議員から質問がございました。それにお答えしておりますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

他の質問については担当の部長が御答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私から2つ目の質問の中での、最初に、市民への負担増の影響についてお答えします。

公的年金等控除の縮小と高齢者控除の廃止による影響額については、今年度の税率によって算出いたしますと、公的年金控除については673人で約800万円、高齢者控除については657人で約1,900万円の増となる見込みでございます。また、定率減税の廃止による影響額は約4,800万円の増でありまして、影響を受ける納税義務者の数は約1万2,000人と推定しております。

次に、国保税への負担増の影響ですが、公的年金等控除の縮小による負担増の影響は約1,270人で、平成18年度と比較すると約670万円の増となります。税率等の段階でございますが、これを年金収入別に見ますと、160万円から166万円の方が25人と見込んで約7万円の負担増、166万以上の方が1,245人と見込んで約663万円の負担増でございます。なお、160万円以下の方については影響はございません。

なお、高齢者控除の廃止と定率減税廃止による影響は、国保税の算定基礎となる所得はこれらの控除前の所得で積算しますので、影響はございません。

続きまして、国保税納入の影響についてお答えします。

国保税の滞納状況であります。平成18年度分を含めて全体で約2億1,100万円となっております。地域別では、仁賀保が約8,300万円、金浦が約1,500万円、象潟が約1億1,300万円となっております。

国民健康保険法施行令規則第6条2項に規定する資格証明の交付は、毎年、被保険者証の更新時、10月1日に行うことになっており、平成18年10月の発行は30世帯、現在、象潟が1世帯減となりまして29世帯となっております。短期被保険者証の更新時期は4月、7月、10月、1月となっております。3ヵ月ごとに交付しております。平成18年4月1日の発行は115世帯、現在は46世帯増の161世帯となっております。

滞納者の状況把握は3ヵ月ごとに開催している国保被保険者証返還等審査委員会において行っております。資格証明書の交付時及び短期被保険者の更新時ごとに納税相談を行い、現状把握をするとともに、納付または分納などの誓約書等によりまして滞納額の減少に努めております。

救済策や支援などではありますが、病気等により入院しなければならない場合は、納税相談の上、誓約書等を取り交わし、資格証明書から短期被保険者証に変えるなどの措置を行って救済しております。

最後に、税など減免、軽減等の周知徹底についてですが、減免、軽減の制度については、18年9月議会でも御説明しておりますとおり、これらの制度について、いずれも広報等で周知しております。

例えば、固定資産税については、前年度減免された方には通知を送付しておりますし、火災や災害に見舞われた方にとっては、事前調査の上、直接減免制度の説明をし、申請をさせていただいております。

また、軽自動車税については、納付書送付の際、減免の周知に関するパンフレットを同封し、さらには前年度減免された方には通知をしております。

国保税に関しては、窓口での納税相談のとき、制度の活用をお知らせするほか、2割軽減対象世帯に申請されるよう通知しております。なお、7割、5割の軽減対象世帯は、申請は必要ございません。また、介護保険の申請時、あるいは相談にこられたときに詳しく制度の説明を申し上げます。なお、介護保険事業者を通してサービスを利用する方に説明を申し上げているところでございます。

3つ目のコミュニティーバス等の運行についての御質問にお答えします。

のバス路線の廃止の話ですが、先ほど市長から前段にお話ありましたとおり、馬場院内路線の廃止の協議を受けているところでございます。具体的な経路としては、1つの路線としては、象潟、金浦、仁賀保、そして院内、馬場、上小国という経路をたどる路線と、仁賀保駅から院内、馬場、上小国を通る路線、この2種類になります。

先ほども御説明しましたけれども、すぐに廃止するということではございませんけれども、羽後交通のほうから、赤字路線であります長岡線、鳥海線、仁賀保線についての市の補助金の増額の御相談を受けているところでございます。

として、県補助金が廃止されたことによる廃止後の維持について等の御質問に対してお答えします。

平成18年度の市から羽後交通への補助金については、対象路線17路線に対し、市補助金3,674万5,000円を交付しております。うち県からの補助金が400万7,000円となっております。また、補助対象17路線のうち国庫該当路線1路線、市単独路線2路線を除く県補助対応分の市補助金については、対象路線14路線について2,063万5,000円となっております。

補助金の支出基準としましては、平均乗車密度3人未満の運行区間の欠損額の負担については、県が8分の1、市が8分の5、事業者が8分の2の負担となっております。また、平均乗車密度が3人以上5人未満の運行区間の欠損額の負担については、県及び市それぞれ8分の3、事業者が8分の2の負担となっております。

県補助金の廃止の件につきましては、県では、21年度より平均乗車密度が1未満の運行区間を補助対象外とする補助制度の改正を予定しているようです。仮に、市の補助対象路線について18年度

で見ますと、県の補助路線の 14 路線のうち 5 路線が県補助廃止の対象路線となります。その影響額は 140 万 1,000 円となる見込みです。なお、最近の情報として、20 年度からの前倒しをしての補助金の見直しの検討がなされているというお話を聞いているところでございます。したがって、廃止後については、県補助分を市で肩がわりするか、代替輸送に切りかえていくかについては、これからの地域公共交通検討委員会で検討していきたいと考えております。

それから、各路線の実態調査などについての取り組みの御質問については、これから開催されます検討委員会の開催に向けて、ある程度、行政としても、羽後交通からの情報やら運行形態、実態を調査の上、検討委員会でお知らせしながら検討を加えてまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 御質問の 4 のナラ枯れが発見された経緯等であります。

ナラ枯れの被害につきましては、日本海側を中心に 1980 年以降に拡大し、現在は 17 府県で発生しており、昨年 8 月には、東北で、山形県、福島県に次いで、秋田県では初めて象潟町の三崎公園で 21 本のナラ枯れによる被害木が発見されております。

象潟でナラ枯れが発見された経緯につきましては、県では、山形県の遊佐町に被害が北上した時点で関係団体に警報を発するとともに、由利地域振興局においても、にかほ市、由利本荘市、森林組合などで構成するナラ枯れ対策協議会を設置しまして、セミナーや現地研修会を開催したほか、パトロールを行うなど、被害の発生を懸念していたところであります。このような状況の中で、昨年 8 月 31 日に、遊佐町に出張しました農林課の職員が、三崎公園内において赤く枯死したミズナラを発見しまして、県に報告をしております。県では、ナラ枯れ被害木の疑いが強いというようなことで、そのサンプルをつくば市の森林総合研究所に送って検査を依頼し、その結果、9 月にナラ枯れと断定されているところであります。被害木の 21 本につきましては、由利地域振興局の森づくり推進課の予算によりすべて伐採しまして、幹や枝等については林外に搬出後、破砕処理し、残る伐根につきましては、ドリルで穴をあけ薬剤処理をしております。

次に、2 つ目の県や市の対策でありますけれども、県の対策としましては、被害の拡大防止には、被害木の早期発見と伐倒、薫蒸が何よりも重要であり、今後は被害予想地域の監視体制を強化するため、詳細なナラ類の分布状況を把握するとともに、防止対策普及啓発に努めているところであります。また、現時点では、決定的な防除方法が確立されていないことから、森林技術センターにおいてもその研究を進めるとともに、山形県とも連携を図りながら、県境付近を重点監視地域に位置づけ、被害の拡大防止に努めておりますし、また、御質問にありますとおり、5 月 18 日には、三崎公園において、県内の林業関係者を対象にしました秋田県ナラ枯れ対策セミナーが開催されているところであります。

市としましては、このナラ枯れ被害について、これも松くい虫同様、発見された秋田県のかほ市で被害を食い止めることができなければ、秋田県全域に被害が拡大し、水源涵養など森林の公益的機能の低下や生態系への悪影響が予想されるというようなことで、その対策として、昨年の 10 月に秋田県知事に対しまして、ナラ枯れ対策についての要請書を提出し、防除方法の早期確立と具体的な対策を実施するように要望をしているところであります。また、昨年の 12 月には、県で作成

しましたパンフレットを象潟地区のほうへ配布しておりますし、行政懇談会の席上では、早期発見と通報を呼びかけるなど、周知・啓発に努めているところであります。

それから、予算でありますけれども、市の予算につきましては、昨年度に県と協議をしたところ、県では、現段階では市では予算はいいよというようなことで、現段階では県ですべて予算措置をするというようなことでありましたので、市の予算はありません。県の予算では、予防、普及、監視体制の強化、県民への普及・啓発などのこれらの各事業へ、合わせまして954万4,000円を措置していると伺っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 1つ目の文化会館、文化施設の関係で、金浦ではどう、象潟ではどうというのについて答えていないので、概括的な話がありましたけれども、どうだったかということ、まず答弁漏れと言ってもいいと思いますが、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 市政説明会、3カ所で開催しました。その中では、市政説明会の中には、そんなに多くこの文化会館については件数はありませんです、そんなには。ただ、今、私の記憶の中で、仁賀保で何人、金浦で何人、そういう形でもちょっと記憶ないんですけども、恐らく3~4人、全体で。反対された意見が出たのは、金浦が1件あったと思います。それから、賛成についてもあったと思います。象潟ではなかったですね。まあそんなにこの文化施設について、参加者の中では、話題が延々として出てきたようなあれはありませんでした。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 説明会についての記録とか、あるいはそういうものは準備はしていませんか。というのは、大変丁寧な説明会だったし、規模も大きかったし、プラス面、あるいは今後の課題みたいなものもあるわけですから、文化会館関係の施設のことがどういうふうに出されて、どういう賛成があった、どういう反対があったとか、そういうものがなければ、あの種の会の様子がきちんと説明されないと思うわけです。そういう点で、もうちょっと詳しくわかる担当者がいたら答弁願います。

議長（竹内睦夫君） 総務部長、答弁。

総務部長（佐藤好文君） ただいま市長からお話あったとおり、仁賀保においては、位置の問題、金浦においては、合併の約束だから必ず必要なものかというふうな議論もございました。それで、具体的なそのやりとりの内容については、録音テープで保存しております。まだ議事録として、記録として書面では持ってございませんので。あと、広報において、概要については、全体的な概要については御報告しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 通告書の文化施設の関係で ですが、建設費用とか、建設後の維持管理費、答弁されています。ホールなどの利用回数、これも非常に市民の皆さんから心配されているわけです。せっかく立派なものがつくられても、使用頻度が低ければ、維持管理費だけかさんでいくのではないかということもありますので、利用回数などの検討、これについてはどうか、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） お答えいたします。

ホールの利用回数ですが、まず、文化センターの独自事業の回数なのか、あるいは文化団体、あるいはいろいろな音楽会とか、そういうものを持ってくるプロモーターといいますが、そういうものの利用回数もあるわけなんですけど、私方、今、市長の答弁にありました建設費と、それから管理費、そういう金額を出したわけなんですけど、実は、全国的に、文化施設が文化の向上、あるいはまちづくりに貢献しているという、そういう施設がございまして、そういうところをいろいろ調査したわけでございます。そういうものを参考にしまして、ランニングコストとか建設費という金額を出したわけなんですけど、ちょっとそれを紹介したいと思います。

まず、県内では一番利用されているのが、御承知と思いますが、湯沢の文化会館が比較的県内で利用されておりますけれども、その湯沢市の文化会館では、ちょっと建物は古いんですけども、建設費は約20億円ぐらいしかかかっていないんですけども、ランニングコストとしては、人件費を含めて約4,750万円ぐらい、これは17年度の当初予算でしたけれども、そのぐらいかかっております。この4,750万円の内訳としては、先ほどの人件費で、職員が3名おりまして、そのほかに臨時職員1名、それから、その委託料がそのうち2,560万円ぐらい、それから光熱水費が1,200万円ぐらいかかっております。委託料が2,560万円ですね。それで、この中で自主事業が、約3,000万円ぐらいの予算をかけて自主事業をやっておりまして、それに伴う入場料収入が2,960万円ぐらいになっておるようでございます。

それから、先ほど全国的に有名といいますが、まちづくりに成功している文化施設を大体4館ぐらい調べたわけなんですけれども、まず、にかほ市と似通った人口とか予算規模、そういうところを調査しました。ちょっと紹介しますと、大分県にあるんですけども、国東町です、町です。人口が3万4,000人ちょっとなんですけれども、そこで、総事業費で38億6,000万円ぐらいで、平成13年に完成しております国東総合文化センターというのがありますけれども、これはホールの収容人員が、大ホールで735席、それから中ホールで500席、小ホールで235席という、それに図書館が附属しているという施設なんですけれども、これでランニングコストが4,000万円ちょっとです。この4,000万円というのは、町からの補助金で文化振興財団に委託してお願いしているという、そういうような施設でございます。それから、時間の関係もあると思いますので、もう一つ……

【12番（村上次郎君）「結構です」と呼ぶ】

教育次長（小柳伸光君） いいですか。一応そういうようなところを参考にしております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今、参考に、他の利用回数ということやコストを聞きましたけれども、先ほど、あるいはきのうあたりからずっと、慎重に検討をと、あるいは住民の意向をもっと聞く必要はないかということがありましたが、その点について、先ほどちょっと言いましたけれども、アンケートというのをすべてやらなければいけないというふうに感じるかもしれませんけれども、抽出調査、この程度の数であれば、ほとんどの市民の意識が集約できるという数字はそんなに高くないわけですから、そういうことを含めてでも、もし大いにやるべきだということがあれば、それ

を力に進めることもできるわけですし、また、もっと慎重にということであったら、さらに検討を重ねるといふうにして、住民の多数の、圧倒的な多数の支持のもとに仕事を進めると、これが必要なのではないかというふうに今思うわけです。ですから、そういう比較的とりやすい抽出調査などを含めて、住民の意向を聞き、そして進める意思がないかどうか、市長に質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） きのうの議員の質問にもお答えしておりますが、今までの流れ、あるいは私の選挙公約の中でも、合併協定を尊重して、そして文化施設の建設を進めるといふうな約束の中にもございます。そうしたことを期待して、私を支持してくれた人もあろうかと思えます。そういうことで、私はあえて、今6月の概算手挙げ方式の中の前に、あるいはその後にアンケートを実施するという考え方は持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） では、実は、合併協議会、合併協定書にサインをした、賛成した人の中でも、あのときはやはり必要だと思ったと。しかし、今は、当時はそうだったけれども、今はやっぱりもっと慎重にすべきでないかというような声もあるわけです。ですから、今その意思はないというふうに言っているわけですが、再度検討、考えるというふうにすべきでないかと思えます。これまでの流れ、あるいは合併協定、選挙公約というようなことを述べたわけですが、協定書の中でも、この前配られましたが、進捗状況、これを見ると確かに3年以内につくるといふうにあります。しかし、また、金額的にはそんなに大きくはないんですが、長寿祝い金についても、満100歳は50万云々として平成18年度から実施する。ところが、1年もたたないうちに、これはもう半減すると。ですから、協定書の尊重の度合いというのは、金額の多寡やあるいは方向性だけではないというふう思うわけです。ですから、そういうことも考えて、再度、時間を少し置きながら、アンケートだけにこだわるわけではないです。そういうことを含めて、再度市民の意思を聞く必要、意思がないかお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどもお答えしたように、今アンケートをとる考え方はございません。きのうも答弁させていただきましたが、やはり芸術文化のシンボル、あるいは若者の定着、そういうことも含めて、合併して、そのくらいの施設はあってもいいのではないかなというふうに思っています。ただ、今、市民の皆さんは、夕張市の財政破綻の関係、再建団体、これがずっと新聞報道されて、にかほ市も同じではないかというふうな心配をしているんだと思えます。ですから、そういう声が出てくるんだと思えます。私は、にかほ市と夕張市とでは、財政環境は全然違うと思っています。ですから、今の段階では、私はアンケートをとる考え方はございません。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 大きい2つ目の税金等についてのほうに移りますが、特に、減免、軽減等についての周知徹底の件です。これは広報等でちょいちょい出しているということはわかります。しかし、あちこちの広報を調べましたら、これは仙台市の例です。今増税されるというときにタイミングよく、ふえるばかりではない、こういう軽減措置もあるんだというので、この時期に、負担



軽減の方法があるんですよというのが広報に載っているわけです。こういうようなやり方をする必要があるのではないかというふうに思います。

また、仙台のこれを見ると、「定率減税が廃止され、税負担がふえます」というふうにでかかかとして書いていますし、「景気の回復と言われても、まだ余り実感がないけれども」などというふうに、市民の立場に立って、問答形式で載せています。問答する相手が魚であるサメなんです、サメかというのと、「おサメさん」というので、税金を納めてもらいたいというので、「おサメさん」との一問一答形式の問答です。それで、この中には、お知らせとして、「次のような場合は、所得税の確定申告や市県民税の申告をすることで、税金が低くなる場合があります」というふうにして、医療費の問題、生命保険料や損害保険料、これ今々すぐの問題ではありません。それから、障害者や寡婦に該当する場合、それから障害者手帳がなくてもということで、介護保険の度合いによってこういうふうにできるんだということが出てくるわけです。ですから、こういうやり方が市民の立場に立っての親切な、そして納める「サメ」のほうばかりではなくて、こういう方法もあるんだ、こういう制度もあるんだということを同時に知らせると、これが本当の親切なやり方でないかなというふうに思うわけです。

そして、特に思うのは、障害者控除の該当者の人数、この前の一般質問の答えでは、この人たちが障害者の認定を受ければ控除を受けられる可能性があるというその数字が、介護度3の人が、該当が182人いるうち12人が該当している。これはわずか6.6%です。4の人が179人のうち20人、12.3%。それから、5の人でも9.2%しか該当になっていない。これはまだまだ控除を受ける可能性があるのではないかというふうに思うので、その時々はもちろん必要ですし、必要に応じて随時軽減策も考えていくというのが、徴税の側の立場でないかというふうに思いますので、今後そのような検討ができるかどうか、答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今御指摘の点についてですけれども、市としてもタイムリーな形で広報に御紹介しているつもりでございます。例えば、4月15日号には、軽自の減免制度を載せています。納期が5月1日ということになっておりますので、4月15日号ということでお知らせいたしておりますし、この後、国保税、7月31日の納期になっております。これについては7月1日号において、その減免制度についてもお知らせすることとしております。

なお、障害者控除等については、平成19年度所得に対する確定申告の時期を見計らって、タイムリーな周知徹底を図ってまいりたいと考えているところです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最後になるかと思いますが、国保の関係で、短期保険証、そして資格証明書と。で、資格証明書を出している人が病気になって入院しなければいけないというときに、短期保険証に切りかえて、医療費の直接払いをすぐやらなくとも済むようにしたと。これは前にも市民部長から聞いた話で、そういう点ではよかったなというふうに思っています。この資格証明書の人は納めることができないわけです。で、証明書もらっているわけですから、病院に行って納めるお金がないと病院に行けないと。これは大変なことだと思うので、この資格証明書をやむを得ず発行

している人へのアフターケアといえいいんですか、状況を見て、今回のような措置を含めて、今後、救済策、あるいは見守っていくということをやっているか、いくかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 資格証明書を発行された人が入院した場合についてのことでございますが、今、現時点では、短期証を発行して、まず普通であれば全額負担のところを3割負担でとどめると。その3割負担についてもアフターするかということまでは現時点では考えございません。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時59分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、11番佐々木弘志議員の一般質問を許します。11番佐々木弘志議員。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

11番（佐々木弘志君） 11番佐々木弘志です。同僚議員と同様に、市長と緊張感を保ち、独立対等の立場でにかほ市行政運営を監視すると同時に、政策提言のために一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ふるさと納税について、市長の考えをお伺いいたします。

去る5月初めに、菅総務相がふるさと納税制度の創設について表明されております。その後、テレビ、新聞等マスコミの話題になっておるところであります。報道の中には賛否両論があります。現実的には、税法・税制の問題、都市と地方の利害対立に見られる都市部の反発、公共サービスへの受益者負担の原則、果たして本当に効果があるのかという疑問、自由民主党の「毛ばり」公約であるのではという批判、寄附金控除の拡大が本質ではないか、あるいは地方交付税制度を機能させ、財政力の格差是正を果たすべきではないかなど、さまざまな課題をクリアしなければならないでしょう。

しかし、3月に私が一般質問でも申し上げたように、高齢者の多い、また、年金生活をしている低所得者や弱者の多い秋田県であります。しかも、豊富な人材を都会に送り込んできた我がにかほ市にとっては、どんな形になるにせよ、ふるさと納税が実現されることは大変ありがたいことあります。

菅大臣が秋田県出身であることから、大変身びいきではありますが、実に、いまだかつてない、心の通った温かいアイデアであろうと思っております。一部の党の公約だからという枠を超えて、党派を超えて賛成いただきたい政策提言であります。3月に一般質問いたしました子育て・教育税

は、サービスを受けるからには当然税負担すべきだと、上から人を見下した権力の横暴が見え隠れしている感じがしましたが、このふるさと納税は、ふるさとを思う、弱者をおもんばかる、そして日本全体の均衡ある発展を願う心が感じさせられます。

三位一体改革の中で、補助金、地方交付税の削減が現実に進んでおります。しかし、財源移譲はごくごくわずかであります。ふるさと納税論議はまだまだ始まったばかりであり、地方交付税の削減からすれば、けた違いの少ない金額であります。しかし、小さなにかほ市にとっては、わずかではあります、都会からの大きな心の応援歌であり、まちづくりの大きなはずみになると思われま

す。

にかほ市の市長として、横山市長は、市長会等を通して積極的に発言していただきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、まちづくりにおける老人クラブの位置づけについてお伺いいたします。

マスコミ、あるいは国、県を初めとする政治行政に携わる人々の多くが、いたずらに少子・高齢化悲観論、すなわち、医療、介護、年金などの負担がかさみ、財政的に破綻するなどと流布しております。これほど世の中を不安視させ、暗く考えさせている、あしき悲観論はありません。

しかし、果たしてこのことは、新しいまちづくりを目指すにかほ市にとって正しいのでしょうか。そうではないと思います。長寿社会は、まさに人類が古来より望んできた夢であります。ある知識人は、「今の日本は不老長寿に最も近づいた天国」とまで述べております。平均寿命が延びるということは、本当にめでたく、そして楽しく喜ばしい社会なのであります。

さて、おおむね60歳以上の高齢者から成る老人クラブは、高齢者がみずからの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織であります。会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕活動、生きがいを高めようとする各種活動や、健康づくりのための活動などを行っております。特に、行政の主催する各種のイベント等に積極的に参加、協力をしてきたところであります。また、近年は、介護予防の観点からも大変大事な組織となっております。市長は、まちづくりにおける老人クラブの位置づけについてどう考えておりますか、お伺いいたします。

3番目に、仁賀保中学校建設についてお伺いします。

1つ、釜ヶ台中学校と統合の中学校建設か。2つ、統合とすれば、通学手段はどうなるのか。3つ、費用負担はどうなるのか。4つ、参考として、現在の市内すべての小・中学校の通学手段とその費用負担は幾らか。念のために申し上げますが、教育長におかれましては、3分以内に答弁いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

4番目になりますけれども、頑張る地方応援プログラムについて。

この件についての3月の私の一般質問に対して、前任の総務部長より、頑張る地方応援プログラムに応募するとの考えをお答えいただいております。算定基準のどの指標を目指しているのかを含め、その後の具体的な取り組み状況、また、その事業の概要をお伺いいたします。

最後に、財政についてお伺いいたします。

地方債は会計年度を越えて借り入れる債務と定義され、公共施設の建設、災害復旧事業など、一時的に多額の費用を必要とする事業について、費用負担を何年かにわたって平準化するのが目的と

されていることは御承知のとおりであります。また、地方債の残高の中には、減税や財源不足の補てんのための国の施策や制度変更による借金なので、返済の全額を国が保証、いわゆる交付税措置しており、また、公共事業の借金も、多くは国が一定割合、借金によっては95%とか、80%、あるいは50%、30%を保証しています。このように、にかほ市の借金は、国が負担保証する分が相当額占めておると見ていましたが、昨日の同僚議員の質問に、市長は、199億円の残高値、約104億5,000万円交付税算入との答弁がありました。52.4%の交付税算入率であろうかと思えます。

そこで、期間は主に何年ぐらい、10年なのか、20年なのか、25年なのか、そういうお答えを、主なものですね、お答えいただきたいと思えます。また、5月31日現在の地方債の残高、貯金の残高をお答えください。

次に、一時借入金についてお尋ねいたします。

一時借入金は、当初予算段階では、借り入れ可能な限度額、にかほ市の19年度一般会計は20億円、公共下水道事業などの特別会計がトータルで13億4,200万円、水道・ガス事業が1億6,000万円と記載され、議会でも承認したところであります。ただ、これは原則として年度内に返済するために、残高、いつどういうふうに借りているか、そういうのが見えにくいわけであります。そこで、一時借入金の直近の5月31日現在の残高、並びに4月1日から5月31日までの間のピークの金額は幾らか、お答えいただきたいと思えます。

よろしく御回答のほどお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税についてでございます。

御指摘のように、住民税の一部をふるさとなどの自治体に納める、ふるさと納税については、これから構想を検討していく段階でございますが、もう既に都市部の反対などが各界であるわけございまして、賛否両論の意見が出ていることは御承知のとおりかと思えます。

現在、国の三位一体の改革により税源が移譲されているものの、都市部と地方での税収格差を補完してきた地方交付税についても、各種補助金と同様に削減の方向に進む中で、このような自主財源を確保できる制度は、本市はもちろん、過疎化や高齢化に悩む財政基盤の脆弱な地方公共団体にとっては、私は歓迎をすべきことだと考えております。

この構想は、個人の意思で、自分が育ってきたふるさとに納税できるということを選択できるわけございまして、これまでにない、税制に対する新しい考え方でございます。具体的な内容については、これからいろいろ検討されて、注視をしていかなければならないと思えますが、私もさまざまな会合の場で、当然市長会の場でも、こうしたことには当然進めるという形で訴えてまいりたいと思っております。

次に、老人クラブについてでございますが、高齢者の皆さんが生涯を元気に、生き生きと自分らしく、そして住みなれた地域で暮らせることは、私たちの大きな願いでもございます。一方、少子・高齢化社会にあって、高齢者世帯や単身の高齢者世帯が増加しており、さらには女性の社会進出や

核家族化に伴う家族介護力の低下等で、高齢化社会を支える社会構造も著しく変化をしている状況でございます。

にかほ市には、現在、67の単位老人クラブ、4,047人の会員がおります。老人福祉法にもありますように、お年寄りは多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる、健全で安らかな生活を保障される一方、その知識と経験を活用して社会活動に参加するように努めなければならないという形で、老人福祉法に定めているところでございます。

老人クラブは、高齢者みずからが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主的な組織ではございますが、高齢化社会を迎えた現在、高齢者が高齢者を支える社会づくりも大切であると考えているところでございます。今後は、クラブ独自の活動の充実を図るとともに、生きがいづくりや健康づくり、あるいはボランティア活動を通じた、まちづくりのパートナーとして、老人クラブの存在意義はこれからますます大きくなるものと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラムについてでございます。

このプログラムは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、地方交付税等の支援措置を講ずるもので、総務省の新規事業でございます。事業の応募期間は、19年度から21年度までの3年間とされております。事業の基本的な枠組みとしましては、地方公共団体が地方の特色を生かした独自のプロジェクトを策定する場合、具体的な成果目標を掲げ、そして、そのプロジェクトを住民に公表することとされております。また、プロジェクトが単に行政内部の取り組み、または成果目標にとどまることのないよう、住民の参加などにより、広く地域の知恵と工夫を凝らすことが期待されている事業でございます。

19年度では、総額2,700億円程度の支援措置が見込まれておりますが、まだ全体的な構想 — 頑張る応援プログラム、まあ9つの成果指標を示してはおりますけれども、指標がどういう形かという、具体的なことはまだ示されておられません。ただ、総務省のホームページ上で公表されているプロジェクト、これに取り組むための経費として500億円特別交付税で措置されるということで、1市町村につき単年度3,000万円を上限として3年間支援されることになっておりますので、これには応募をしております。

スケジュールとしましては、既に第1次募集が4月に締め切られまして、第2次募集が8月から9月に行われることになっております。独自のプロジェクトの採択については、地域の知恵と工夫、成果目標の設定など、かなりハードルが高いようでございますが、19年度においては、現在取り組んでいる事業の中から、プロジェクトにふさわしいものとして、姉妹都市友好都市等国際交流プロジェクト、それから高品質良食米生産体制強化事業、由利海岸林再生プロジェクトなど9つの事業で、総事業費で約5,000万円を4月25日付で秋田県に提出しております。また、具体的な指標については、総合発展計画の基本計画に定めました評価指標を基本に設定しております。

具体的な指標などについては、先ほどの頑張る地方応援プログラムについては示されておられませんけれども、これからその動向を見ながら、また検討をしてみたいなというふうに思います。

他の質問については、教育長及び担当部課長がお答えしますので、よろしくお願いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） それでは、私から仁賀保中学校の建設についての御質問にお答えいたします。

1 番の釜ヶ台中学校と統合の中学校建設かということにつきましては、統合中学校として建設するというので計画を進めております。

通学手段はスクールバスを考えておりますが、今後検討してまいります。

費用負担は、市の通学費交付要綱に準じた扱いになります。

それから、市内すべての小・中学校の通学手段ということでございますが、仁賀保地区の平沢小、院内小、釜ヶ台小・中学校と小出小については徒歩通学、小出小だけ遠距離児童がおりまして、バス通学。仁賀保中学校につきましては自転車通学と遠距離生徒はバス通学。金浦地区は、御承知のとおりと思いますが、小学校は徒歩通学と遠距離児童はスクールバス、金浦中学校は徒歩通学と自転車通学となっております。象潟地区の象潟小学校は徒歩通学、上郷小学校、上浜小学校、象潟中学校については徒歩通学と遠距離児童・生徒はバス通学となっております。

費用負担についてですが、通学費交付要綱によって、通学用のバス定期券購入代金を全額助成しております、平成 19 年度の予算で 1,822 万 3,000 円となっております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、地方債の償還期間という御質問がございました。それについては、政府資金についてはその融資条件、銀行その他については債権者と協定することになっております。最大で主に 25 年というふうに考えているところでございます。

次に、5 月 31 日現在の地方債の残高についての御質問でありますけれども、199 億 3,786 万 830 円となっております。

次に、一時借入れの残高ですが、5 月 31 日現在はございません。ゼロでございます。

また、4 月 1 日から 5 月 31 日までの間の一時借入れピーク時の残高については、4 月 1 日、2 日の 6 億 9,500 万円でございますが、4 月 2 日に全額返済しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 頑張る地方応援プログラム、これについて新聞報道でも紹介されておりましたけれども、にかほ市では 9 件応募しておりますので、そのプロジェクトの名称を御紹介します。

1 つは、集落営農推進プロジェクト、鳥海アワビブランド化事業、由利海岸再生プロジェクト、地域小売店販売力増強事業、観光振興・交流プロジェクト、高品質・良食味米生産体制強化事業、にかほ市自主防災組織育成補助金等交付制度、姉妹都市・友好都市等国際交流プロジェクト、夢いきいき 21 マイタウン事業、以上の 9 つについて応募しております。先ほど市長の御説明でありましたとおり、合わせて約 5,000 万円の事業費となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） まず最初に、これは返答は要りませんが、頑張る地方応援プログラムで

すが、私は新聞記事では2,200億円というふうに見ておったんですが、市長のほうは2,700億円、行政側ですから2,700億円が正しいかと思われませんが、2007年度のいわゆる頑張る地方応援プログラムの予算、こういうふうに、大変ごくごくわずかな金額であるわけです。しかし、チャレンジしなければ、最初からゼロであったわけでありませぬ。採択されるかされないかということはこれからのことだと思いますし、そういうことは別として、チャレンジする過程の中で、前向きに新しい事業をやっていくという、そういうプラス志向が、その努力が、きっと新しいにかほ市のまちづくりを推進する大きな原動力になると思っております。本件に限らず、今後も情報収集に力を注いでいただいて、新たな事業をたくさんにかほ市に持ち込んでいただくようお願いしたいと思います。

老人クラブについて再質問いたしますが、ここに、皆さんお持ちですけれども、にかほ市の「市勢要覧」資料編がございます。この1ページに、ちょっと古いわけですけれども、60歳以上の人口が18年3月31日現在で9,587人と記載されております。また、16ページを見てみますと、市民課の調べ、国民年金のことが出ていますね。老齢基礎年金受給額35億8,700万円を含んで、国民年金の総受給額が7,829人で49億6,900万円。同じページに、農業委員会調べで、農業者年金受給額が1億3,300万円と記載されております。

私の判断が間違っているかもしれませんが、このほかに、これは国民年金というような形で書いてありますので、市民課が当然これは調べたものと思っておりますが、これは税務課員以外はほとんどわからないかもしれませんが、TDK並びにサテライト企業、金融機関などの一般企業、国や県や市町村を退職した人、あるいはJAや商工会等の諸団体、そういうもろもろの退職者が受給する厚生年金や共済年金等もあると思うんですね。どのくらいの金額になるか、概算で、総務部長、ちょっとこれはかなり統計を出すというのは大変だとは思うんですね。プライベートの件もありますから、つかみでやらなければならないと思うんですが、そうすると何十億になるのか、何百億になるのか、それとも数億ぐらいしかないのか、そういう大体の数字だけでもいいんですけども、わかったらお答えください。わからなかったら結構です。後でまた、必ずこういうことは、こういう数字は参考になると思うんです、消費関係のね、消費動向なんかにもうんと関係すると思っておりますので、つかみで結構ですので、もしわからなかったら後で調査しておいていただければありがたいと思います。

また、高齢者は、いろいろな職業、地域、時代、人生を歩んできたわけでありませぬ。そして、その豊富な経験から生み出される味わい深い知恵を持っております。長い人生の中で、物事を図る場合、1つの考えにとられることなく、さまざまな考えを持っている、いろいろな人がおることも知っておられます。その知恵と経験はきっと新しいにかほ市に役に立つと思っておりますが、いかがでしょうか。先ほどの質問とダブるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

また、現役で働いている方もおられますが、多くの高齢者が自分の意思のままに過ごせる時間を持っておられるようでありませぬ。その時間は、まちづくりにとって大変貴重なものに見えてきます。高齢者なくしてあしたのにかほ市はないと言ったら言い過ぎでしょうか。これからは、長寿で知恵もあり、年金という所得のあり続ける高齢者にリードしてもらおう世の中にしてもらうためにも、おおむね60歳以上の高齢者の皆さんに、老人クラブに入ってもらいたいと思っております。特に、60

代の高齢者の初心者 — 高齢者の初心者は、よく言っても、自分のわがままばかりを家族に押しつけ、威張っている、金浦弁で言えば「えのながべんけ（家の中弁慶）」、悪くやゆすれば「粗大ごみ」にならぬように、老人クラブに入って、好々爺 — 「こうこうば」とは言わないようですね、辞典見ますと — 好々爺、いわゆる人のいいおやじさんや、優しくて気のいい老人になっていただきたいと思います。広報においても、積極的に老人クラブに入っただくよう周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、財政について再質問いたします。

一時借入金の全容を明らかにすることで、財政の悪化を早期に発見、早期改善を促すつもりで申し上げたわけですが、現時点ではゼロと、ピークも、年度当初ということで大体理由はわかります。しかし、その理由はちょっと申し述べていただきたいと思います。

3月の質問の中でも申し上げましたが、市長も先ほどいろいろ答弁の中でお話しされておりますが、あたかも、どの自治体も夕張市のようになるかのような印象を与える報道がなされておりますし、にかほ市はどうか、心配の声が聞こえてくるのも事実であります。

そこで、総務部長、夕張市のような心配、累積赤字353億円、にかほ市にもあるんですか。それに近い赤字があるんでしょうか。それから、地方債、約600億円、それに近い数字があるのでしょうか。それから、よく言われる箱物の問題で、足を引っ張っている箱物の第三セクター、そういうものが夕張市のようににかほ市にあるのでしょうか。わかりやすくお答えください。

もう一ついきますね。夕張市は、実質公債費比率は28.6%であり、しかし、歌志内市は40.6%あるわけですね。それから上砂川市、36%、長野県の王滝村が33.3%、沖縄の座間味村、30.6%、東北でいえば、福島県泉崎村が30.1%、山形県の新庄市で29.9%、その下に夕張市があったわけです。なぜそれでは自治体の財政破綻のやり玉として上がったのでしょうか。もしおわかりでしたらお答えください。

次に、4月15日の広報も含め、いろいろな会合で財政の厳しさを訴えておられます。そのことをどうこう言うわけではありません。地方自治体の財政の厳しさは、広報でも述べておられるように、国の三位一体改革の不完全さ、今後幾ら地方交付税が削減されるか見えないところにあるわけです。決して合併したからではないわけです。市民に対していたずらに不安を抱かせるのではなく、国に対して、断固として市長会等を通して、積極的に地方交付税の制度の根幹を正しく守れと、声を大にして発言することだと思っておりますが、いかがですか。

新しい市になって、通年決算は18年度が初めてであります。ほかの市とも比較できるようにようやくなったわけです。いたずらに財政の厳しさを前面に掲げることなく、いざというときは責任をとる、そういう気概で、たくましい行政運営をしていただきたいのですが、いかがですか。

蛇足ながら、地方債1人当たり幾らというような数字が、いわゆる類似団体でどうのこうのということも当然考えられますが、しかし、同じ類似団体の中には、4万人のところもあれば、5万人のところもある。そして、にかほのように2万9,000人、夕張のように1万人ぐらい。そうすると、例えばこの10円の鉛筆をその人口で割れば、当然人口の少ないところは負担が多くなるということなんです。ですから、そこら付近を、数字が出ても、それは数字として認めて、認めた上で、その



中身を今度分析する、それが総務部長の役割だと思いますが、いかがでしょうか。

終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） まず初めに、厚生年金等の年金の総支給額、にかほ市での全体の大枠でも結構ですとの御質問ですけれども、これは把握しておりませんので、後ほど、把握できるものであれば、議会の皆様方に資料として提供したいと思えます。

それから、一時借入れの発生した要因ということでございますけれども、年度末でありますので、さまざまな公共工事の工事請負費等々の支出が集中します。それに伴う国からの補助金、あるいは地方債等の借入れの手続きが終わっていないものもございまして、どうしても年度末、4月、5月に一時借入れが集中するということになります。また、年末ということで、12月にも発生する嫌いがございまして、そういう要因と把握しております。

それから、353億円の赤字という夕張市の例を申し上げましたけれども、にかほ市においてはそういう状況ではございません。また、地方債の残高約600億円というふうなことではございましたけれども、御紹介のとおり、にかほ市においては約200億円ということになってございます。

それから、第三セクター的な、その箱物における債務が多分夕張市においては大きかったのかなということで、にかほ市においては、第三セクターに類するものとして、まあ第三セクターはございませんけれども、第三セクターに類するものとして、道の駅「ねむの丘」、それから温泉保養センター「はまなす」がございまして、いずれの法人も借入金はございません。

次に、夕張市の財政破綻に陥った経緯、要因ということがわかりましたらということの御質問でございましたけれども、私、詳しくその要因については把握していませんので、この場で御説明できる資料等は持ち合わせておりませんので、御理解願いたいと思えます。

なお、参考までにですけれども、先ほど実質公債費比率のお話しされておりましたので、例えば、にかほ市の17年度決算における財政の指標として、大きなものとして、我々3つ掲げているわけですが、その中の1つとしての実質公債費比率については、にかほ市が13.5、これはたびたび御紹介しております。夕張市は28.6ということで、倍以上の数値を示しているという状況でございます。それから、財政力指数については、にかほ市は0.39、これは夕張市は多分一般会計ベースですので、そんなに大きな開きはないわけですが、それでも0.23ということになってございます。

それから、財政構造の弾力性を測定する比率の経常経費比率、自由に使えるお金が幾らあるのかという指標にもなるわけですが、これはさきの質問にもありましたとおり、市町村においては80が望ましいというふうなことにされておりますけれども、残念ながらこれについては、にかほ市としては89.7となっております。夕張市においては125.6という100を超えた数値になっております。なお、これについては、県内市町村すべて、75から80をクリアしている市町村はございません。以上の状況下でございます。

夕張市については、詳しい分析はしていませんけれども、いずれ新聞報道によれば、一時借入金の繰り返しでもって操作した結果膨らんだということで、その操作の内容については、我々、財政、

あるいは会計、出納室も含めてですけれども、そういうふうなことができるのかについても頭をかしげている状況ですし、そういうことは、あってはならないような会計処理をした結果だというふうに考えているところでございます。

それから、最後に、指摘というか考え方ということで、当然さまざまな財政力指数を初めとする財政指標のものについては、国から基準を示されておりますので、その基準内にとどめるよう健全財政を維持するというふうに頑張っていくのが、とりあえず我々職員に課せられた仕事なのかなと思います。ただし、当然大きな仕事をやれば、借金は必要になってきます。それは、あくまでも有利な借金ということで、起債ということで、交付税算入、基準財政需要額に算入できるような起債を探しながら頑張っていきたいというふうに考えております。

財政は厳しい厳しいということは言っております。確かに厳しい状況は、過去の10年前に比べると、間違いなく地方交付税においては10億円から下がってきているという現実もありますので、その面での歳入不足が生じているということは間違いなく厳しい状況にあるということには変わりないと思いますし、これから、合併後、特例で認められています旧町ごとの地方交付税の算入も、10年、それから経過措置の5年を過ぎますと、にかほ市単独での積算となります。そうなれば、また間違いなく10億円の地方交付税が減ることになります。そういう歳入の面での厳しさはありますけれども、市長が言っているとおり、現状を踏まえて、国から示されている財政力等の指数を照らし合わせながら頑張っていければ、にかほ市はまだ大丈夫なのかなというふうに思っています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 地方交付税については、財源調整機能という形の中で、これまでも市長会などを通していろいろ国に働きかけをしてまいりました。財政的には大変弱い地方は、この地方交付税に頼るところが大変大きいわけでございますので、引き続きそうしたことを国のほうに働きかけてまいりたいと思います。

また、各種事業、これは当然これからも出てきますが、各種事業を展開しながらも、やはり健全財政の維持をしながら、行政運営に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ひとつこれからもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 老人クラブ、答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 老人クラブ関係の再質問でございますけれども、佐々木議員がおっしゃっているのは、これからの老人パワーをどのように考えているかということだと思いますけれども、長年培われてきた高齢者の技術、あるいは能力というものは、にかほ市にとっての大きな財産であろうかと思えます。これを地域のために生かしていく、そういうことも高齢者本人の生きがいにつながるのではなからうかと思っているところであります。60歳以上の方が対象なわけですが、第一線を退いて、自分たちの生活は自分たちで切り盛りしていかなければならないということで、60歳代前半の人は老人とは感じていないようであります。また、趣味や価値観も大変多様化しているところから、老人クラブに加入する方も、意外と加入率も伸びないような現状にあります。

しかし、2015年までは団塊の世代のすべてが65歳を迎えるということで、高齢者の仲間入りをすることになります。この世代の高齢者というのは、単に高齢者がふえるというばかりでなく、高齢者社会のあり方にも大きな変化をもたらすと、これからも当然そのようなことが予測される場所です。市長が申されたとおり、いずれにいたしましても、今後のまちづくりに当たりましては、これまでのような高齢者を社会で支えるという考え方から、むしろ高齢者が社会を支えると、社会の担い手として位置づけられまして、高齢者の持つ活力を地域で生かしていくような仕組みづくり、これが大切だと思っております。組織づくりにつきましても、魅力のある老人クラブとしてどのような組織づくりをすればよいのか、老人クラブの会長さんたちとも十分話し合いながら、これからの方向づけをしていきたいと思っております。

それから、会員の勧誘につきましては、老人クラブの会合、あるいは広報等、ホームページ等で十分なPRをした上で、会員の勧誘に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） アドリブ的な質問に対しても明確に返答いただきまして、本当にありがとうございました。にかほ市はやっぱり、卵からようやくかえったひよこで、しかも、そのひよこがどう育つかというような、今、大事なときでございます。ひよこが本当に元気に羽ばたくというか、羽ばたける、そういう明るい気持ちで、必ずめんどりになるんだとか、おんどりになるんだとか、そういう気持ちで、プラス志向で市政をたくましく、これからも運営していただきたいと思っております。

それだけで終わります。

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

次に、22番佐々木正己議員の一般質問を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 今後の市の財政状況について伺うんですが、今まで、いろいろな方がいろいろ質問なされておまして、わかりましたというところが本当なんですけれども、質問をまずさせていただきます。

その前に、通告書の中の訂正があります。「鉾立山荘」とありますが、大変失礼しました、「稲倉山荘」の誤りで、鉾立山荘を壊すと県のほうから怒られますので、稲倉山荘の誤りでございます。

ということで、現在、稲倉山荘約1億7,000万円、それから象潟中学校約27億円という、建設中、あるいは建設に取りかかろうとしております。今後は、時期はともかくとして、私の頭の中で考えられるある程度の大きい工事は、中学校の校舎の解体、それから体育館の解体費用、それから、先ほど来出ています仁賀保中学校の建設工事、それから総合文化施設建設工事が予想されるわけで、とりあえずこの3つの各工事費の概算は当局ではどの程度と見ているのか、概算で結構ですので、お知らせ願いたいと思っております。

それから、償還のピークということで、起債の説明資料をいただきました。平成20年度から24年度まで202億円から203億円という数字がずらっと並んでおります。これがすべてピークだというふうに考えていいのか、あるいは、この中の特に何年度あたりが過ぎると一安心だというふうに

なるのか、その辺を御説明願います。

それまでの市の財政ですが、今までのお話ですと、まあ大丈夫だという、当然そういう答弁になると思いますが、その辺もう一度、胸を張って答弁をしていただきたいと思います。

それから、一般会計及びガス・水道事業会計の最新の起債残高、一般会計は今述べられましたので結構です。その点について伺います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の質問にお答えいたします。

今後の市政の財政状況についてでございますが、3月に策定しました、そして議会にもお示しました実施計画のほか、財政課の中・長期財政計画試算による概算事業費をもってお答えをしていきたいと思っております。

象潟中学校体育館の解体には、おおよそ1億5,000万円ほどかかる見込みでございます。それから、仁賀保中学校の改築事業については、26億7,000万円を現在のところ見込んでおります。総合文化施設の整備については、前の議員の質問にもお答えしておりますが、まず30億円というふうなことを見込んでおります。

償還のピークは何年ごろになるかという御質問でございますが、一般会計における地方債の償還のピークは、今年度の22億9,000万円でございます。そして、象潟中学校の建てかえ及び学校給食共同調理場の建てかえ事業の元金の償還が始まる22年度にピーク時の償還額に近づいていきますけれども、その後はわずかながら減少し、28年度には20億円を切るものと見込んでおります。

ただ、これは、26年度以降の大きな事業、これはこの中に含まれておりませんので、ただ、今計画されている道路整備、例えば仁賀保地区から象潟地区の道路整備とかこういうものは含まれております。が、新たな事業として26年度以降の新しい大きな事業は含まれておりません。含まないでの計算でありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、財政は健全に推移するのかということでございますが、予定されている大型事業の実施を見込んだ中・長期財政計画、10年間の試算結果でも、一般会計における地方債の償還ピークは今年度との試算結果が出ておまして、この期間内における実質公債費比率、すべての期間にわたって、地方債の発行にかかわる制限、これが18%を下回るとということが基本条件でございますけれども、こうした事業を展開しても、にかほ市では14%台で推移すると、そのように考えておりますので、このような今考えている事業を展開したとしても、健全財政は維持できるものと考えております。

今後、維持費、補修費等や扶助費の一定の増額は見込まれますけれども、先ほど申し上げましたように、健全財政を維持するために、着実に人件費は減ってくると思っております。ですから、そういうことを加味しながら、地方債の発行額の抑制、あるいは基金の有効活用、こうしたこともこれから考えていかなければならない課題であろうかなというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、財政構造の弾力性は現状を維持できるものと、そのように考えております。

次に、一般会計及びガス・水道会計の最新の地方債の残高でございますが、5月31日現在で申し

上げます。一般会計が、先ほどの佐々木議員にもお答えしておりますが、199億3,700万円、それからガス事業会計では13億1,400万円、水道事業会計では16億8,200万円というふうな状況でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 何点かお聞きします。

きのうのやりとりの中で、中学校の解体について、私は全部解体するのだろうと思っていましたが、一部残すということになっているようですが、そこでお聞きしたいんですが、時々、国からの補助金の返還が、要するにもらい過ぎだとか、不透明な使い方だ返還しなければならないというのが、たまにマスコミをにぎわします。ということで、心配はないと思うんですけども、一部残すことによって、中学校の建設事業費の補助金に、そういった意味でのトラブルが今後生じないかとは思いますが、その辺の了解は、県あるいは国のほうから取りつけての一部残すということだろうと思いますが、その点について1点。

それと、起債表欄の中に、私が言った先ほどの解体費も含めて3工事分の額が入っての一覧表なのかどうか。このほかに、私のこの3工事のそれ以外のものが入ってこの一覧表をつくっているのかどうか、その辺が2点です。

それから、きのうの総務部長の答弁の中で、平成26年以降の大規模建設はないということなんです。そうしますと、合併当時出ていた体育館建設という話があったんですが、これについての建設関係は当分の間、頭の中に入っていないということなのか、3点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 象潟中学校の校舎一部を残すということですが、これは規制緩和になりました。社会教育施設に活用する場合はそうしたものに該当しないということで、県のほうからも確認をとっております。

それから、起債の償還でございますが、先ほど申し上げました大きな事業、26年度以前の事業については、これが含まれている償還計画というふうになっております。

それから、体育館、これは今のところ、文化施設でも今こういう大きな話題になっていますから、私はまずは文化施設という考え方を持っていますので、この償還表の中には体育館の関係は入っておりません。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） ガス水道事業局に伺います。今回の予算の中に増設工事が予定されているという御説明でしたが、その中には今言ったガス事業債の13億1,000万円、これは今回の事業も含めての額なのか、それとも、この増設事業によってこれがさらに膨らむということなのか、そこだけ答弁願いたいです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 先ほど申し上げました金額は、18年度の5月末現在ということでございますので、1億円については今年度の起債予定でございますので、入っておりません。そういう借り入れとなった場合にはその分が追加になるということでございます。

【22番（佐々木正己君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後4時00分 散 会